

史跡太安萬侶墓保存活用計画

令和5年3月

例 言

1. 本書は、奈良県奈良市此瀬町に所在する史跡太安萬侶墓の保存活用計画である。
2. 本計画の策定は、令和3年度(2021)に事前準備に着手し、令和4年度(2022)に行った。
3. 計画策定は、文化庁の指導のもと、国庫補助事業(令和4年度)として実施した。
4. 本書の執筆と編集は、奈良県文化・教育・くらし創造部文化財保存課が行った。また、株式会社空間文化開発機構の支援(図・表の作成・編集)を受けた。
5. 図の出典のうち、以下の2点については省略して記す。
 - ◇奈良市此瀬町地内平面図、奈良市地図情報公式サイト(地形図)を基に作成 → 基礎図
 - ◇『太安萬侶墓』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第四十三冊 → 『太安萬侶墓』
6. 発掘調査に関する写真・図は、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館から提供を受けた。そのほか出典を明記していない写真については、事務局ないし空間文化開発機構が撮影したものである。

目 次

第1章	計画策定の沿革・目的	1
第1節	計画策定の沿革	1
第2節	計画の目的	1
第3節	計画対象範囲と実施期間	2
第4節	委員会の設置・経緯	3
	(1) 委員会の構成	3
	(2) 議論の経過	3
第5節	他の計画との関係	4
第2章	史跡の概要	5
第1節	指定に至る経緯	5
	(1) 太安萬侶について	5
	(2) 太安萬侶墓の発見と調査経過	5
	(3) 発掘調査の成果	6
第2節	指定の状況	9
	(1) 史跡	9
	(2) 重要文化財	10
	(3) 土地所有・土地利用状況	11
第3節	史跡指定後の墓誌ならび出土遺物の再調査	13
第4節	史跡を取り巻く環境	14
	(1) 自然的環境	14
	①位置	14
	②気候	15
	③地形・地質・水系	15
	④植生	17
	⑤景観	19
	(2) 歴史的環境	21
	①指定地周辺の遺跡	21
	②指定地周辺の指定等文化財	25
第3章	史跡太安萬侶墓の諸要素	27
第1節	史跡太安萬侶墓の本質的価値	27
第2節	史跡太安萬侶墓の構成要素	27
	(1) 本質的価値を構成する要素	28
	(2) 副次的価値を構成する要素	28
	(3) その他の要素	29

第4章 史跡の現状と課題	32
第1節 史跡の保存・管理に関する現状と課題	32
(1) 現状	32
(2) 課題	32
第2節 史跡の活用に関する現状と課題	34
(1) 現状	34
(2) 課題	34
第3節 史跡の整備に関する現状と課題	37
(1) 現状	37
(2) 課題	37
第4節 運営・体制に関する現状と課題	38
(1) 現状	38
(2) 課題	38
第5章 目標・基本方針	39
第1節 保存活用の目標	39
第2節 基本方針	40
(1) 保存管理の基本方針	40
(2) 活用の基本方針	40
(3) 整備の基本方針	40
(4) 運営・体制の基本方針	40
第6章 保存・管理	41
第1節 保存・管理の方向性	41
第2節 保存・管理の方法	41
(1) 地区区分の概要	41
(2) 史跡指定地内の地区区分と保存・管理の方法	42
(3) 史跡指定地外の地区区分と保存・管理の方法	42
第3節 現状変更等の取扱い	43
(1) 現状変更等に係る手続き	43
(2) 現状変更等の内容	43
(3) 現状変更等の取り扱い基準	43
①現状変更等の取り扱いの基本方針	43
②現状変更等の許可申請の範囲	43
(4) 奈良市教育委員会が許可する現状変更等の行為	44
(5) 現状変更等の許可を要しない場合	45
①維持の措置	45
②史跡の維持管理行為	45
第4節 指定地の公有化の考え方	45

第7章 活用	46
第1節 活用の方向性	46
第2節 活用方法	46
(1) 見学者の利便性向上	46
(2) 学習施設としての活用	46
(3) 周辺施設との連携拠点	47
第8章 整備	48
第1節 整備の方向性	48
(1) 整備の方針	48
(2) 地区ごとの整備	48
第2節 整備の方法	49
(1) 保存のための整備	49
①短期的整備	49
②長期的整備	49
(2) 活用のための整備	49
①短期的整備	49
②長期的整備	50
(3) 史跡太安萬侶墓の歴史的・学術的・文化的価値を保全・発信するための整備	50
①長期的整備	50
第9章 運営・体制の整備	51
第1節 運営・体制整備の方向性	51
第2節 運営・体制整備の方法	51
(1) 奈良県の管理団体の認定と関係諸機関による体制整備	51
(2) 専門委員会の運営と史跡の保存・活用・維持管理の体制整備	52
第10章 計画の策定と実施	52
第11章 経過観察	53
第1節 経過観察の方向性	53
第2節 経過観察の方法	53
参考資料	54
文化財保護法（抜粋）	54
文化財保護法施行令（抜粋）	56

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

「古事記」の編纂者として著名な太安萬侶の墓は、平城京の東方約10km、現在の奈良市此瀬町に所在し、尾根の南に開いた急峻な斜面に立地している。太安萬侶墓は、土地所有者の竹西英夫氏によって昭和54年(1979)1月に発見され、出土した墓誌が特に注目されたが、それまでの墓誌発見の多くは偶然で、出土状況が判明した発掘調査は少なかった。太安萬侶墓の場合は関係者の適切な対応で、すみやかに橿原考古学研究所による発掘調査が同年1月～3月に実施された。結果、ほぼ正方形の墓壇の底面中央に木炭を敷き、文字面を下向き、文頭を北向きにして墓誌を置き、その上に火葬骨を容れたコウヤマキ製の木櫃を安置し、周囲を木炭で覆った木炭槨を設けるという火葬墓の構造や墓誌の原位置が判明した。これら検出された遺構は保存処理がなされ、現地に保存され埋め戻された。出土した遺物には墓誌のほか、火葬骨と歯牙、真珠、漆喰片、焼土塊等がある。

調査後、遺跡の重要性からすみやかに国の史跡指定の手続きがとられ、昭和55年(1980)2月19日に正式に指定告示を受けた。また墓誌は、「太安萬侶墓誌一枚 附真珠四顆」として昭和56年(1981)6月9日に重要文化財に指定された。この墓は立地状況からみて中国南朝陵墓等の選地にみられる風水思想の影響を受けた可能性が高く、墓域は墓を中心にして東・西に存在する低い南北の尾根筋の間が一つの区画、南は開かれた小河川のあたりまで、北は墓の背後で東西にのびる尾根の稜線までであろうと推定された。その範囲が史跡指定の範囲にふさわしいとされたが、南側については管理面を勘案し県道までとされた。結果、史跡指定範囲の面積は、8,314.89㎡となった。発掘調査報告書も調査の翌年すぐに刊行された。報告書の「第2章_第3節_調査後の処置」において、環境整備の方針が示され、それに基づいて次項で述べる整備が実施されている。しかしながらこれ以降、保存管理、整備活用にかかる計画が策定されたことはなく約40年が経過しているのが現状である。急勾配で老朽化が進む園路、そのため維持管理作業に大きな負担がかかっていること、見学者の安全面への懸念、墓周囲の修景用樹木の維持管理、史跡地内で栽培をやめた茶畑部分の管理方針など、様々な問題が生じているのが現状である。令和5年(2023)に太安萬侶没後1300年を迎えるにあたり、再度この史跡に注目が集まることが予想され、地元でもこれを契機にした史跡の保存活用を推進するための環境整備の機運が醸成されている。こうした状況を踏まえ、史跡の適切な保存を図りながら環境を整備して活用を促進するため、奈良県が事業主体となり、令和4年度(2022)に保存活用計画の策定を行う運びとなった。

第2節 計画の目的

太安萬侶墓は、国史跡指定からあまり時間をおかず昭和56年度(1981)にほぼ現状の形となる整備工事が奈良県により行われた。対象地は史跡地内において県有地として公有化した場所で、その主なものは、墓及び周辺整備、県道から墓に至る園路整備であった。このうち園路については史跡地内の東側尾根筋を登る形で設置されており、現状かなりの急傾斜となっている。史跡地内の大半は従前からの茶畑としての土地利用が継続され、大きく改変されることなく維持されてきた。整備した箇所については、奈良県が地元此瀬町自治会に管理委託し、ここまで約40年間、除草、見回りなどの維持管理がなされてきた。しかしながら実際に作業をされる方々が高齢化し、急勾配な既存園路を通っての作業が大きな負担をともなうものとなっている。また見学者が園路を上り下りする際の安全面にも懸念

が高まっている。地元による持続的な維持管理を可能にするとともに、見学者にも優しい環境を整え、一層の活用を図ることが求められているところである。これを受けて奈良県では、令和4年度(2022)より「史跡太安萬侶墓整備検討委員会」を設置し、史跡整備のあり方を検討するとともに、将来的な活用についても検討することとした。その具体的な方策として、地元此瀬町の現状と課題を踏まえつつ、関連する法令やまちづくり計画等も勘案し、委員会での議論を通じて「史跡太安萬侶墓保存活用計画」を策定していくものである。主たる整備内容は墓に通じる園路を緩やかで安定したものに改修していくことであるが、それをふまえつつ地域の貴重な歴史遺産を後世へ伝えていくとともに、歴史を学び、人々がふれあうことのできる学習・憩いの場として、さらには奈良県の重要な文化資源として再整備し、保存活用を図っていくための指針となる計画策定とする。ここまでにあげてきた今日的課題に対応する計画であり、太安萬侶墓の本質的価値と構成要素を明確化し、保存・管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取り扱い基準を定める。また未認定である管理団体を奈良県が担い、隣接県道の利便性の向上も含めた検討を行うこと、地元自治体の奈良市、地元此瀬町と連携して整備、活用、維持管理を進めるべく、その方向性について定めたい。

第3節 計画対象範囲と実施期間

本計画においては、原則として史跡指定地を主な計画対象範囲とする。ただし、第6章で詳述するように、地形から墓域と想定されていたものの、管理面の考慮から史跡指定の際に範囲から外されている地域も、本来は指定地と一体的に保護すべき範囲と考え、計画対象範囲に含める。

本計画の実施期間は、計画の認定日から令和15年度(2033)末までとする。

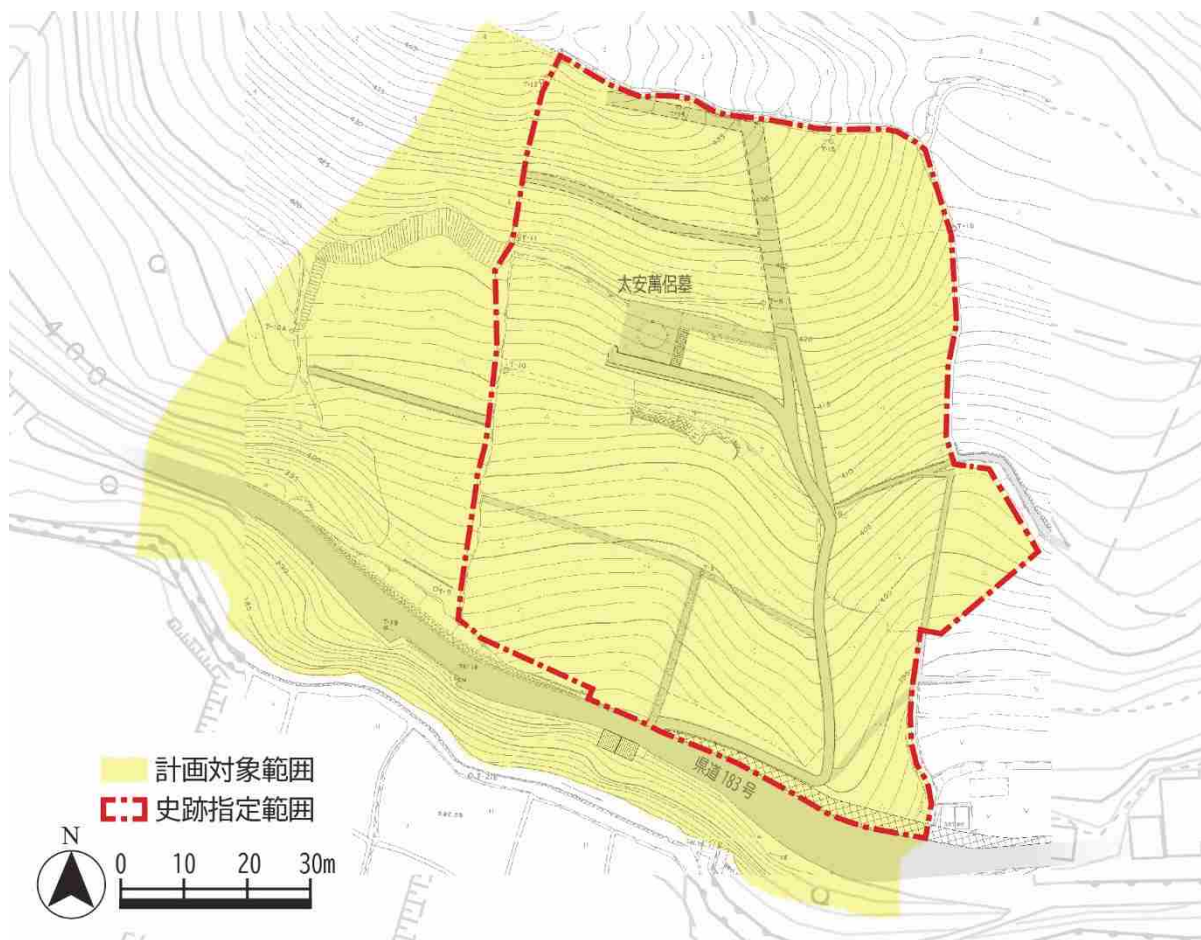


図1-1 計画対象範囲 [S=1/1,200]

(ベース図：基礎図)

第4節 委員会の設置・経緯

(1) 委員会の構成

保存活用計画の策定にあたり、有識者で構成される「太安萬侶墓整備検討委員会」を設置した。奈良県文化財保存課が事務局となり、文化庁の指導を受けながら委員会を運営した。また奈良県道路建設課・奈良土木事務所、奈良市文化財課・観光戦略課にオブザーバー参加を求めている。

表 1-1 太安萬侶墓整備検討委員会 委員名簿

	氏名	所 属 ・ 専 門 等	
委 員 長	前園 実知雄	(公財)愛媛県埋蔵文化財センター理事長	考古学
副委員長	西本 昌弘	関西大学文学部 教授	日本史学
委 員	小野 健吉	大阪観光大学観光学部 教授	庭園史
	川尻 茂	此瀬町 自治会長 令和4年4月～	地元代表
	竹西 清	此瀬町 地元関係者	地元代表
オブザーバー	浅野 啓介	文化庁文化財第二課史跡部門	
	松田 拓士	奈良県県土マネジメント部 道路建設課 主幹	
	植谷 秀夫	奈良県県土マネジメント部 奈良土木事務所 次長	
	松浦 五輪美	奈良市教育委員会文化財課 課長	
	上南 善嗣	奈良市観光経済部観光戦略課 課長	
事 務 局	三浦 康生	奈良県文化・教育・くらし創造部 文化財保存課 課長	
	鈴木 裕明	奈良県文化・教育・くらし創造部 文化財保存課 課長補佐	
	本村 充保	奈良県文化・教育・くらし創造部 文化財保存課 調整員	
	重見 泰	奈良県文化・教育・くらし創造部 文化財保存課 主査	
	中野 咲	奈良県文化・教育・くらし創造部 文化財保存課 主査	

(2) 議論の経過

史跡太安萬侶墓保存活用計画の策定作業は、令和4年度の単年度で実施した。表1-2の内容で事務局案を上記委員会にはかり、その検討結果を本計画に反映させた。

表 1-2 太安萬侶墓整備検討委員会 検討内容

	年 月 日	内 容
第1回	令和4年(2022)7月25日	『保存活用計画(案)の第1～3章の検討』 ・「保存活用計画」策定事業について ・史跡の概要について ・史跡の本質的価値について
第2回	令和4年(2022)12月9日	・現地視察 『保存活用計画(案)の第4章～8章の検討』 ・史跡の現状と課題 ・保存・管理・活用・整備
第3回	令和5年(2023)1月30日	『保存活用計画(案)全章の検討』

第5節 他の計画との関係

■奈良県文化財保存活用大綱

[令和3年(2021)6月策定]

奈良県における文化財の保存・活用に関する方針を定めており、令和3年6月に策定された。史跡については、未指定の文化財から特に重要と考えられるものを選定の上で指定を進めるとともに、既指定の史跡についても未指定部分の指定に向けて条件整備を進めるとしている。また保存活用計画の策定については、史跡等の実態を把握した上で保存・管理の方策を示すこととなり、保存・管理を円滑に進める上で有益であるとしている。本計画はこうした方針に則って策定するものである。

■奈良市第5次総合計画

[令和4年度(2022)策定]

奈良市が令和4年度に策定した、これからの10年間で目指すまちの姿を示す総合計画である。「未来ビジョン」として令和13年度を目標年度として、奈良市の都市の将来像である「2031年のまちの姿」とその実現に向けた具体的なまちの方向性を定めている。地理・地形や都市機能等の地域特性から奈良市を7つのゾーンに区分し、史跡太安萬侶墓が位置する田原は東部ゾーンに位置する。東部ゾーンでは地域の資源を活かしたにぎわいの創出として豊かな里山のひろがる地理的特性や歴史的・文化的資源を活用し、誘客することで、観光客に奈良観光の新たな選択肢を提供するとともに、東部ゾーンの活性化を目指すことがうたわれている。

■奈良市改定都市計画マスタープラン

[平成26年(2014)3月策定]

奈良市改定都市計画マスタープランは、平成26年3月に策定され、長期的な視点(概ね20年後)にたち、都市計画に関する基本的な方針を定めている。そのなかの地域別構想では、太安萬侶墓の位置する田原地区は東部ゾーンの地域Ⅰに区分されている。そのなかで特性のひとつとして歴史・文化遺産に恵まれていることがあげられ、その活用のために交流機能の強化を図ることが重要とされている。

■奈良市景観計画

[平成22年(2010)4月策定・平成28年(2016)4月改正]

奈良市景観計画は、平成22年4月に策定され、平成28年4月に改正版が刊行されている。古都奈良にふさわしい景観を保全・創出し、“奈良”のすばらしい景観を次世代に受け継いでいくことを目的に策定されている。そのなかで景観区域ごとの景観づくりの基本方針が定められ、太安萬侶墓の位置する田原地区は田園景観地域の山間の里景観区域とされている。歴史・文化・自然と調和したのどかな山間集落景観の形成が基本方針となっており、数多く残されている歴史的・文化的資産を保全・活用していくとともに、それらを活かしたまちづくりや景観形成を進めることとされている。

■奈良市緑の基本計画

[平成23年(2011)7月策定]

奈良市緑の基本計画は、平成23年7月に策定され、古都奈良にふさわしい歴史的環境や快適な市民生活をささえるのにふさわしい緑について目標を定め、その実現を図るための方策を示すマスタープランを策定することを目的としている。緑の地域区分として奈良市域を3つに区分し、太安萬侶墓のある田原地域はその一つの大和高原地域に位置付けられている。ここでは地域の自然や歴史的資源からなる緑が、ネットワークされ大和高原地域の自然や歴史を巡り楽しむ環境が提供できる場とされている。

第2章 史跡の概要

第1節 指定に至る経緯

(1) 太安萬侶について

太安萬侶は、和銅5年(712)に完成した日本最古の歴史書である『古事記』の撰録者として著名である。『和州五郡神社神名帳大略註解』に引く久安5年(1149)の『多神宮注進状』では、壬申の乱の時に大海人皇子側について功績のあった多品治の子とする。『続日本紀』によると、慶雲元年(704)正月7日に従五位下、和銅4年(711)4月7日に正五位上、霊亀元年(715)正月10日に従四位下に昇叙されている。霊亀2年(716)9月23日には氏長となり、養老7年(723)7月7日に民部卿従四位下で没している。太安萬侶墓は、奈良時代の墳墓として、墓の構造や墓誌の出土状況が明確にされた貴重な例というだけではなく、墓の内部に納置されていた墓誌によって被葬者が特定できる稀有な事例であり、奈良時代の上級官人の葬法のあり方を知る上でも非常に重要な資料である。太安萬侶墓は昭和55年(1980)に国史跡、太安萬侶墓誌は昭和51年(1981)に重要文化財に指定されている。

(2) 太安萬侶墓の発見と調査経過

太安萬侶墓は、奈良市街地から東へ約10km離れた奈良市此瀬町に所在する。昭和54年(1979)1月18日、丘陵の南斜面にある茶畑の改植作業中に、木炭が掘り出されたことで偶然発見された。1月20日には人骨が確認され、22日には人骨とともに墓誌が取り上げられている。22日の午前11時頃には、当時、奈良市役所田原公民館に勤務されていた川尻タケノ氏を通じて、奈良県教育委員会文化財保存課に一報が入り、その日の午後に奈良県職員が現地を確認し、人骨と墓誌を引き取っている。墓誌については、同日夜に橿原考古学研究所所長末永雅雄氏、石野博信調査課長が検討しており、1月23日には報道発表を行っている。そして、1月25日に慰霊祭が行われ、橿原考古学研究所が中心となって発掘調査に着手した。調査着手時にはすでに、現地に多くの見学者が詰めかけていた。火葬骨と墓誌が見つかった木炭槨を中心とした発掘調査は、約2か月に及ぶ。3月6日には、木炭槨の空洞の崩壊を防ぐために、硬質ウレタンを注入して密閉している。現地調査の大部分が終了した3月22日には慰霊祭を行い、遺骨の一部と墓誌の模型、発見記録を刻んだ銅板等を墓内に安置している。調査終了は3月31日となった。



発見前の遠景 (写真：昭和51年 竹西清氏 撮影) ※ ▲ の交点が太安萬侶墓

(3) 発掘調査の成果

現地の発掘調査は、発見の三日後の昭和54年(1979)1月25日から開始している。調査は、各専門分野の研究者にも委嘱して調査団を組織して実施した。また、現地調査と並行して、取り上げられた墓誌、人骨、調査中に出土した真珠等の遺物の調査を榎原考古学研究所にて実施した。

遺構は、土地所有者の竹西氏らの適切な判断により、良好に保たれていた。ただ、太安萬侶墓とその周辺は、太安萬侶墓が発見される約40年前に茶畑として開墾されていたため、封土は既に削平されていた。しかし、墓壇から約1.4m離れた北側斜面で、幅30cm、深さ10～15cmの周溝を確認したことから、墳墓の直径は約4.5mの円形と推測された。なお、墳丘との関係は不明だが、封土東裾にあたる位置で、加工痕跡のある25×35cmの花崗片麻岩と礫3個がみつかった。

墓壇は、平面規模が北辺1.7m、南辺1.9m、東辺1.55m、西辺1.75mで、底面はほぼ水平だが、南面する斜面に立地するため、深さは北辺でおよそ1.6m、南辺で0.6mと差がある。墓壇の中には木炭が充填されており、その中央には木炭槨を形成する空洞がある。



発見当時の状況

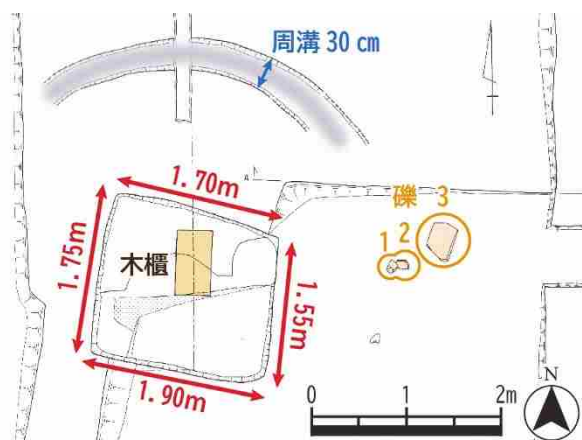


図 2-1 平面図 [S=1/80]

(写真・ベース図：『太安萬侶墓』)

木炭槨は、現存長78cm、高さは奥壁で38cm、中央部で42cm、南端で39cmを測る。木炭槨は木炭を積み上げて形成されたものではなく、火葬骨を容れた木櫃が腐朽したことでできた空洞とみられている。木炭槨の状態から復元される木櫃は、長さ65～66cm、幅36～38cm、高さ37～38cmで、横断面の四隅は幅10cmの面をもつ、断面八角形と考えられている。発見者によると、木炭槨の中央部に骨灰がこんもりと堆積していたということであり、調査時にも、木炭槨奥壁から25～55cmの範囲で骨片・骨灰の散乱を確認していることから、木櫃内には、長さ30cm程度の有機質内容器があった可能性が指摘されている。



発見当時の状況

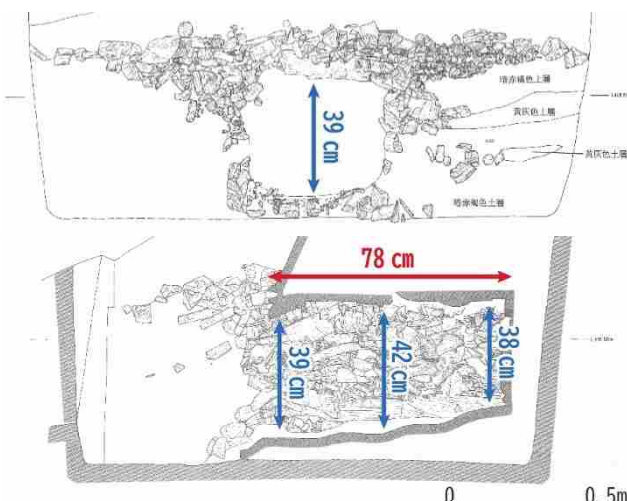


図 2-2 断面図 [S=1/25]

(写真・ベース図：『太安萬侶墓』)

墓誌は、木炭槨の中央やや北寄りの奥壁から約18cmの位置に、銘文を下に、文頭を北に向けて納置されていた。木櫃は墓誌の上に置かれており、墓誌と接する部分がわずかに残存するに過ぎない。樹種はコウヤマキである。木櫃と墓誌は人為的に置かれたとみられる粘土で密着しており、粘土は墓誌表面の縁辺にも付着する。

墓壙及び木炭槨の状態などから復元される埋葬順序は次の通りである。まず、墓壙の底の中央に厚さ約13cm、幅50～60cmの範囲に木炭を敷き、墓誌、木櫃を納置する。木炭でそれらを覆いながら、木炭の外周を同時に土で埋めていき、木櫃上面までくると、墓壙全面に木炭を水平に敷き詰めている。その上に土をいれて版築状に突き固めながら埋め戻している。

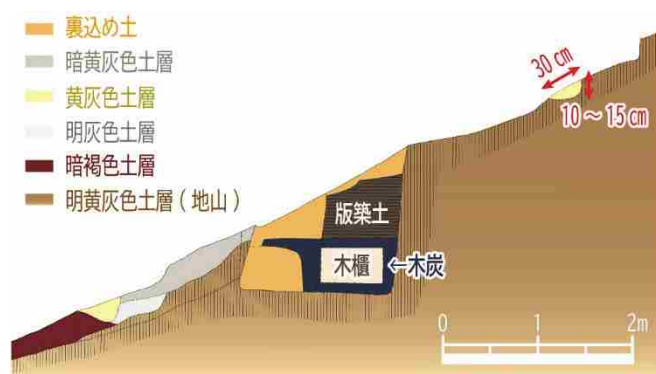


図 2-3 墓壙の構造断面図 [S=1/80]

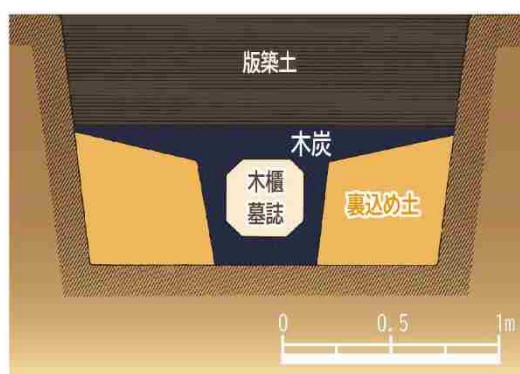
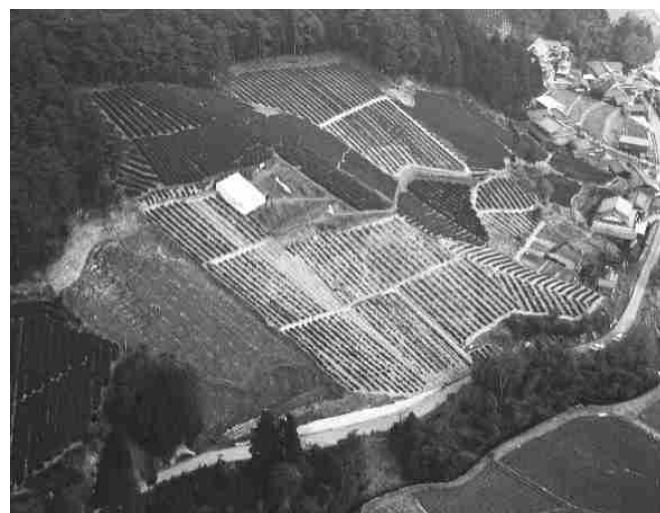


図 2-4 墓壙の構造断面図 [S=1/35]



調査時の状況写真



木櫃



木炭槨

(写真・ベース図：『太安萬侶墓』)

～ 模型 ～

木炭槨の構造は不安定であり、現状維持が不可能と判断されたため、剥ぎ取り模型を製作している。木炭槨内部の調査が終了した3月16日から19日にわたり、シリコンと石膏で型取りを行って、昭和55年3月末日に完成した。すでに密閉されていた木炭槨内部は、写真と実測図をもとに復元され、より実物感を出すため桤木の木炭を使用し組み上げた。この剥ぎ取り模型は、現在、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館で常設展示されている。



模型展示

～ 出土遺物 ～

出土遺物には、墓誌のほかに、熟年男性と推定される火葬骨、歯牙、真珠4顆、漆喰片、焼土塊があり、真珠と漆喰片には被熱痕跡がない。

墓誌は純銅に近い銅板で、長さ29.1cm、幅6.1cm、厚さは平均で0.5mmしかなく、打ち込まれた銘文は裏側で隆起している。飛鳥・奈良時代の墓誌の厚みが3～5mmあるなかで、太安萬侶墓誌は飛び抜けて薄いのが特徴である。重量は76.52gを測る。墓誌両側辺と中央に界線を施し、以下のように2行41字の銘文を刻む。

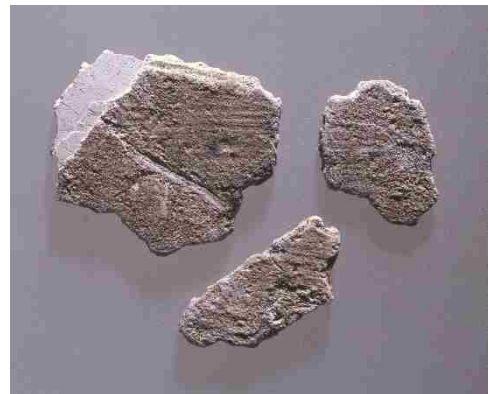
左京四條四坊従四位下勲五等太朝臣安萬侶以癸亥
年七月六日卒之 養老七年十二月十五日乙巳

銘文には生前の住所、位階や勲位、太安萬侶の名前、亡くなった日付などが刻まれている。没した日付は、『続日本紀』の記述と1日食い違っているものの、これによって、墳墓の被葬者が太安萬侶であり、太安萬侶が平城京左京四條四坊に住んでいたことが初めて明らかとなった。また、『養老令』の公式令に規定された官職名がないことから偽作説のあった『古事記』序文と同じく、銘文の位署書にも官職名がないことから、古事記序文の信頼性が高まった。

上記の発掘調査の成果とともに、墓誌銅板の金属学的調査、真珠の科学的研究、漆喰の科学分析、火葬骨の観測と計測、木櫃・木炭の樹種同定などの自然科学的調査の成果をまとめ、4本の考察を加えて、昭和56年(1981)に奈良県教育委員会『太安萬侶墓』として報告されている。



真珠



漆喰片



墓誌と木櫃片

第2節 指定の状況

(1) 史跡

名 称：おのやすまろのはか太安萬侶墓

所 在 地：奈良市此瀬町

種 別：史跡

官 報 告 示：文部科学省告示第18号

指 定 基 準：七. 墳墓及び碑

指定年月日：昭和55年(1980)2月19日

指 定 地 番：451-1、451-2、452、456-1、456-2、456-3、457-1、457-2、457-3、457-4、458-1、458-2、459-1、459-2、460-1、460-2、461、462、463、464、465-1、465-2、466、467、468、469-1、473-2、473-3、473-4、473-5、473-6、480-1

指 定 面 積：8,314.89㎡

詳 細 解 説：太安萬侶墓は、奈良盆地の東方に連なる大和高原の北西端近くに位置する此瀬町にあって、東西にのびる丘陵の南斜面に築造されている。この周辺には、光仁天皇陵をはじめとする奈良時代に中心をおくと思われる墳墓が多くみられ、太安萬侶墓もまたその一つである。昭和54年1月22日、茶畑改植中に銅板製墓誌が発見されて広く世間の注目するところとなり、これに引続き墳墓の発掘調査が行われた。

墳墓は、約30度の急斜面の中の小さい尾根の頂部を利用して築かれている。封土は開墾の際にすべて削られていたが、墳墓と尾根を限る部分に墳丘を囲むように弧状を呈した溝の一部が遺存しており、これから墳丘を復原すれば内径は4.5メートルとなる。墓壇は墳丘のほぼ中央に位置し、東西1.9メートル、南北1.8メートルを測るやや変形した土壇で、ほぼ垂直に掘り込まれている。墓壇の中央北寄りに、木炭で被覆された木櫃が長軸を南北方向にとって埋葬されており、腐朽が甚だしく形状・規模ともに定かでないが、木炭層内に残る空洞部分から木櫃の大きさを推定すると、縦66センチ、横36センチ、高さ38センチほどと思われる。

墓誌は木櫃の下に、文字面の上端部を北に向け、裏向きに置かれたらしい。縦29.1センチ、横6.1センチ、厚さ0.1センチの銅板製で、一面にのみ文字がある。銘文は2行に書かれており、4周と中央に界線があって、

左京四條四坊從四位下勲五等太朝臣安萬侶以癸亥年七月六日卒之

養老七年十二月十五日乙巳

の41文字が刻まれている。

木櫃の中からは、火葬人骨・灰と共に真珠4顆、鉄片2、漆喰片2が検出されている。

この墳墓が『古事記』の編者として著名な太安萬侶の墓であることは、墓誌の内容からみて明白な事実である。しかも墳丘の規模・構造・遺物の出土状況が学術的に明らかにされた奈良時代上級官人のきわめて稀な火葬墓として重要な価値を有するものであり、墓域をも含めた丘陵の南斜面一帯を指定し保存を図るものである。

(詳細解説の出典：文化庁「国指定文化財等データベース」)



図 2-5 史跡指定範囲図 [S=1/1,200]

(ベース図：基礎図)

(2) 重要文化財

名 称：太安萬侶墓誌

所 在 地：橿原市畝傍町50-2

(保管施設：奈良県立橿原考古学研究所附属博物館)

所 有 者：国(文化庁)

種 別：考古資料

時 代：奈良

年代・西暦：723

ト 書：癸亥年七月六日在銘／奈良県奈良市此瀬町出土

国宝・重文区分：重要文化財

重文指定年月日：昭和56年(1981)6月9日

詳細解説：奈良盆地の東方、大和高原の通称トンボ山の丘陵南斜面において発見されたもので、『古事記』の編者として著名な太安萬侶の墓誌である。墳墓は墓壇を設け、木櫃をおき周囲を木炭で覆ったものである。墓誌はこの木櫃底部に収められていた。四十一字からなる銘文は、太安萬侶の歿年月日を記したものである。奈良時代墳墓のうち、出土状況などが明確に調査された珍しい例である。今後の奈良時代墳墓研究の基礎資料としても欠かせない貴重な遺品である。

(詳細解説の出典：文化庁「国指定文化財等データベース」)

(3) 土地所有・土地利用状況

史跡太安萬侶墓の指定範囲は、墓域と考えられる範囲の内、南側の県道を除く部分の全域が対象とされた。公簿上8,314.89㎡であり、奈良市此瀬町字トンボヤマ451番ほか20筆に及ぶ。当時の土地所有者は発見者の竹西氏を含め6名であった。

史跡指定後、奈良県は昭和54年度に史跡の購入に伴う国庫補助金の交付を受け、ただちに公有化の交渉に入った。公有化は、墓と周辺整備に必要な部分及び県道より墓への進入路に限って行われた。此瀬地区を中心とした田原地区は、有数の大和茶の産地であり、指定地内の大部分は茶畑であったことから、公有化は必要最小限の範囲にとどめるとの方針の下で行われた。その結果、公有化されたのは、墓とその周辺が444.16㎡、県道からの進入路が292.42㎡、合計736.58㎡となった。

史跡指定地内は、公有地と民有地に分けられる。公有地は、墓と周辺の修景林及び県道より墓への進入路である。民有地のうち、大半の地目は畑地であり、一部山林もある。民有地の多くは、茶畑として利用されていたが、現在は茶の栽培を停止しており、指定地内の茶畑に限れば全て栽培をやめている。

表 2-1 指定地の地目一覧

小字名	地番	種別	地目	地積 (㎡)	備 考	
字トンボヤマ	451-1	民有地	畑	365.00	S55.12.9に451→451-1、同2に分筆	
	451-2	県有地	畑	107.00	S55.12.9に451から分筆	
字クングョ	452	民有地	畑	376.00		
	456-1	県有地	公衆用道路	49.00		
	456-2	民有地	畑	15.00	S56.1.20に456-2、同3に分筆	
	456-3	県有地	公衆用道路	53.00	S56.1.20に456-2から分筆	文筆で-1㎡
字トンボヤマ	457-1	民有地	畑	130.00	S55.12.9に457-1、同2に分筆 S56.1.20に457-1、同3、同4に分筆	文筆で-1㎡
	457-2	県有地	畑	12.00	S55.12.9に457から分筆	
	457-3	民有地	畑	13.00	S56.1.20に457-1から分筆	
	457-4	県有地	公衆用道路	171.00	S56.1.20に457-1から分筆	
	458-1	民有地	畑	483.00	S56.2.9に458-1、同2に分筆	文筆で-1㎡
	458-2	県有地	公衆用道路	38.00	S56.2.9に458から分筆	
	459-1	民有地	畑	237.00	S55.12.9に459-1、同2に分筆	
	459-2	県有地	畑	7.00	S55.12.9に459から分筆	
	460-1	民有地	畑	55.00	S56.1.29に460-1、同2に分筆	文筆で-1㎡
	460-2	県有地	公衆用道路	59.00	S56.1.29に460から分筆	
	461	民有地	畑	175.00		
	462	民有地	畑	148.00		
	463	民有地	山林	105.00		
	464	民有地	山林	128.00		
	465-1	民有地	山林	38.00	S55.12.9に465-1、同2に分筆	
	465-2	県有地	山林	130.00	S55.12.9に465から分筆	
	466	民有地	畑	773.00		
	467	民有地	畑	82.00		
	468	民有地	畑	251.00		
	469-1	民有地	畑	84.00		
	473-2	民有地	畑	604.00	S55.12.9に473-2、同5に分筆	
	473-3	民有地	山林	2491.00	S55.12.26に473-3、同6に分筆	
	473-4	民有地	山林	601.00		
	473-5	県有地	畑	34.00	S55.12.9に473-2から分筆	
	473-6	県有地	山林	444.00	S55.12.26に473-3から分筆	
字西藪	480-1	県有地	公衆用道路 ・ 宅地	52.89	S56.1.8に地目変更 (宅地52.89㎡のうち52㎡)	
合計面積				8310.89	文筆により4㎡減	
指定地面積				8314.89		

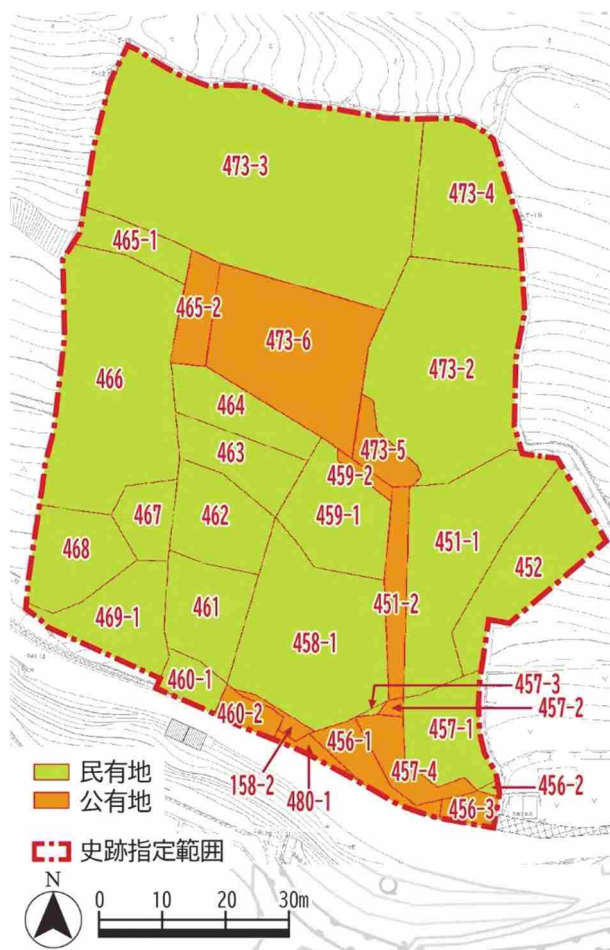


図2-6 土地所有図 [S=1/1,200]
(ベース図：基礎図)



図 2-7 土地利用図 [S=1/1,200]
(ベース図：基礎図)

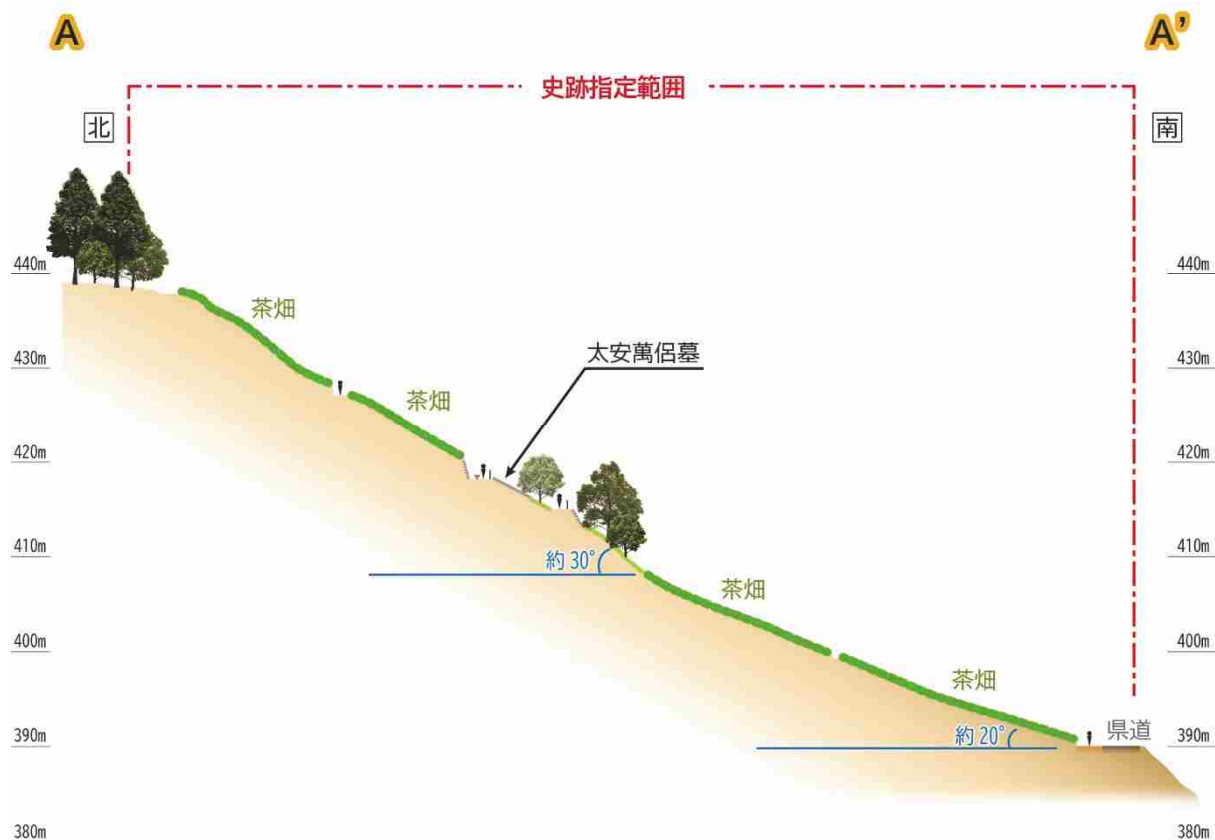


図 2-8 現況断面図 [S=1/800]

※断面位置は図2-7 参照

第3節 史跡指定後の墓誌ならび出土遺物の再調査

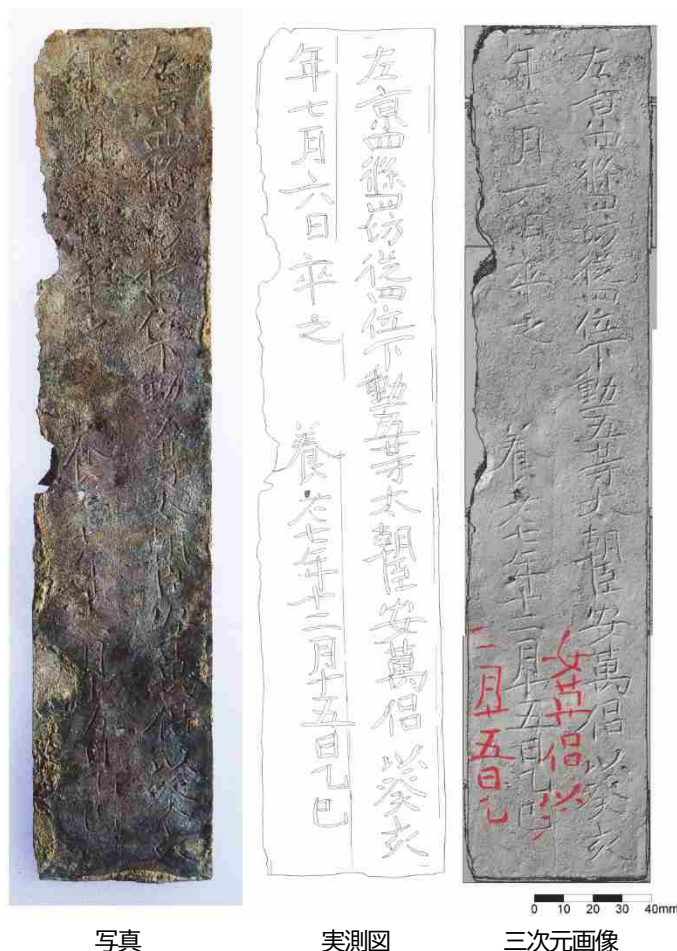
平成24～令和2年(2012～2020)にわたって奈良県が実施した記紀・万葉プロジェクト事業関連として、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館が平成24・25年(2012・2013)に「考古学による魅力再発見事業」を実施し、出土遺物の再調査を実施した。調査内容は、墓誌の三次元形状計測と赤外線と紫外線照射・顕微鏡による観察、漆喰成分の分析、木櫃の樹種同定と放射性炭素年代測定であり、その成果は、2014年に奈良県立橿原考古学研究所附属博物館『古代墓誌の三次元計測と太安萬侶墓出土資料の分析』として報告されている。

表2-2 調査歴

調査	実施年月日	内容・結果
墓誌の調査	平成24年(2012)6月1日	透過X線撮影
	平成24年(2012)6月4・6～8日	三次元計測
	平成24年(2012)8月2日	文字痕跡の確認
	平成24年(2012)8月9日	赤外線カメラ・紫外線照射観察
	平成24年(2012)8月22日	顕微鏡等による観察で、細隆線を文字にもとづくサビ痕跡と確認
木櫃の調査	平成24年(2012)9月14日	放射性炭素年代測定報告
	平成24年(2012)9月21日	樹種同定(コウヤマキ)結果判明
漆喰成分の分析	平成24年(2012)8月9日～9月21日	石灰岩や貝殻が原材料とすることを追認

墓誌の調査では、表面の痕跡について新知見を得た。墓誌表面には、1981年刊行の発掘調査報告書『太安萬侶』で「細隆線」と呼ばれた痕跡があるが、2012年に実施された墓誌の三次元計測と熟覧調査によって、この痕跡は、銘文の行間にあって銘文と同じ内容の、籠字状に錆化した文字痕跡であることが確認された。痕跡として確認できるのは、第一行目の「安」「萬」「侶」「以」「癸」、第二行目の「十」「二」「月」「十」「五」「日」「乙」である。文字痕跡は銘文のそれぞれ左下にあるが、文字痕跡と銘文の字形、文字間隔が酷似していることから、文字痕跡は銘文の下書きであった可能性が高い。

漆喰の成分は、石灰岩や貝殻を原材料とし、炭酸カルシウムを主成分とすることを追認した。木櫃の樹種については、『報告書』の記載に、出土遺物の報告で「ヒノキ」、自然科学的調査の嶋倉報告では「コウヤマキ」となっていたが、コウヤマキであることが確定した。また、放射性炭素年代測定では、最も新しく出た年代が669～773calAD(95.4%)であり、太安萬侶の没年を含む範囲内であることから、当時の木材である可能性が高いとされた。



写真

実測図

三次元画像

図2-9 墓誌の調査

第4節 史跡を取り巻く環境

(1) 自然的環境

①位置

太安萬侶墓の存在する奈良市此瀬町は、奈良盆地東部の大和高原に位置する。奈良盆地と大和高原の境界には、春日山断層崖が南北に走り、両者を画している。大和高原は、標高300～400m程度の台地状の地形で、北は木津川、東は伊賀盆地、南は初瀬川及び名張川がある。このような台地上を複数の小河川が流れ、これによって形成された谷底平野が各所に点在している。太安萬侶墓が所在する谷底平野は、田原盆地と呼ばれており、歴史的にもまとまりのある地域呼称として使用されている。田原盆地は、おおむね石切峠、水間峠、一台峠、鉢伏峠に囲まれた地域がこれに相当する。

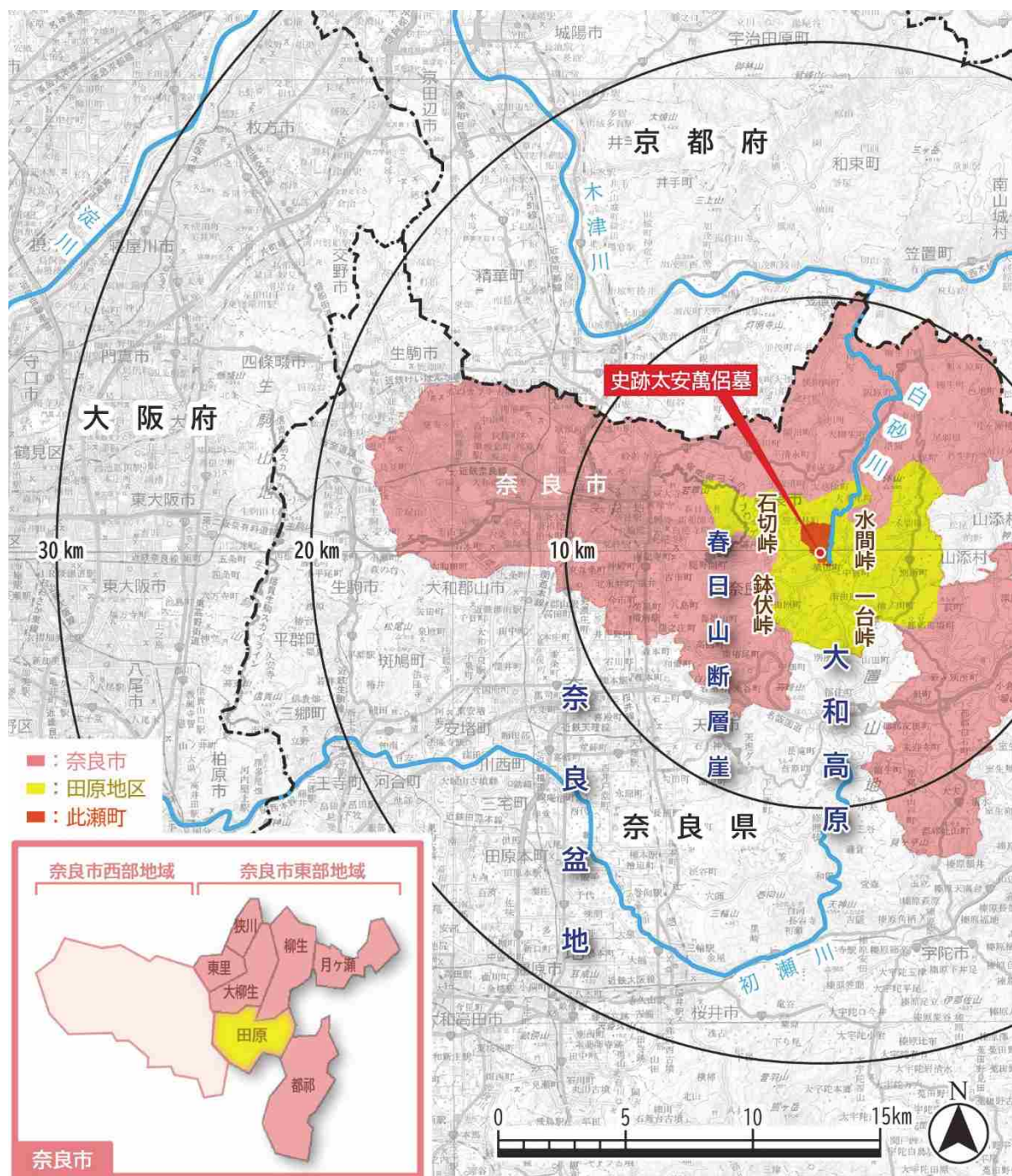


図2-10 位置図 [S=1/250,000]

(ベース図：国土地理院ウェブサイト)

②気候

奈良県の気候は概ね温暖であるが、その様相は南北で大きく異なっている。気候区分によると、吉野川を境として、南部は、山岳で占められる山岳性気候であり、夏に雨が極めて多く、時には局地豪雨も起こる。冬は厳しい冬山の様相を呈し積雪量も多い。一方、北部の盆地は、内陸性気候であり、雨が少なく、夏は蒸し暑く、冬は底冷えが厳しい。

太安萬侶墓が位置する東部山地は、山岳性気候と内陸性気候の両者の特性を兼ね備えている。年間平均気温は12.4℃、年間降水量は1500mm前後(気象庁ホームページより)で、積雪は少なく、年間を通して比較的過ごしやすい気候である。

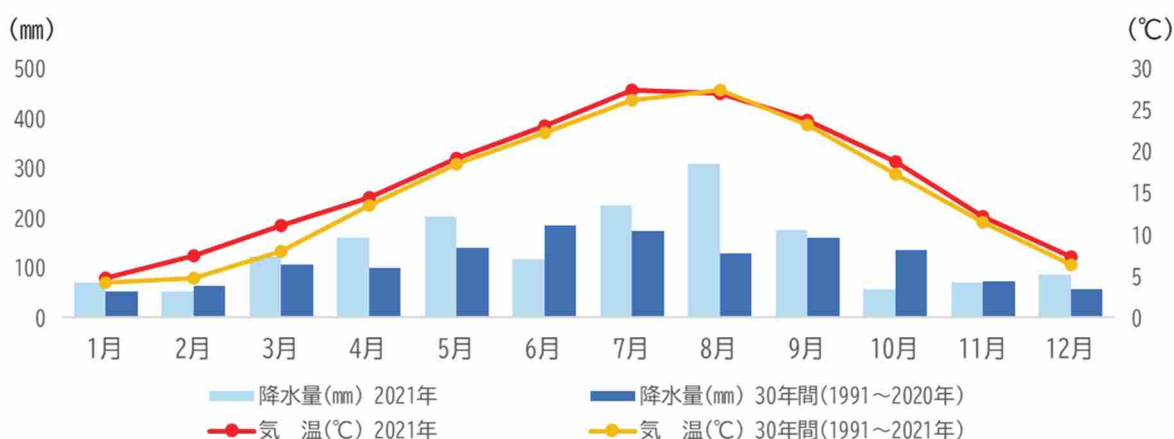


図 2-11 奈良市の月別の気温と降水量 (データ：気象庁「奈良」平年値)

③地形・地質・水系

田原盆地の周縁の山地は、領家コンプレックスに分類されており、塩基性岩類や花崗岩類、片麻岩類などの深成岩類が広く分布している(図2-13)。これを第三紀中新世以降の新しい堆積部が薄く被覆する。この堆積物のうち最も古いものは、奈良盆地東縁の「藤原層群」と都祁野盆地の「山辺層群」であり、いずれも中新世前～中期の浅海の堆積物で、多数の海産貝化石を含むことで知られている。これらの地層を形成した海域は、天竜川～中国地方の吉備高原に及ぶ内海であり、第一瀬戸内海と呼ばれ、その堆積物は、第一瀬戸内累層群と呼ばれている。一方、これを不整合に覆う地層は、「室生層群」と総称される中新世中～後期の主として淡水性の火山砕屑物を伴う。地獄谷盆地において典型的に発達し、田原盆地や都祁野盆地にも広がる。これらは下位より地獄谷累層・石仏石英安山岩質凝灰岩層・ソノハ礫層に分類される。地獄谷累層は亜炭が含まれ、若草・春日・奈良炭鉱、地獄谷の三笠炭鉱、田原墓地の八反田亜炭坑などは、戦時中にこの層から採炭していたものである。石仏凝灰岩の分布は限られるが、この層は岩質が柔らかく加工がたやすいため、これを利用して地獄谷石窟仏、春日山石窟仏などが作られている。また、仕上げ砥石としても利用された。田原盆地は、主として南部に地獄谷累層が分布し、ソノハ礫層で覆われている。石仏凝灰岩層の分布はわずかで、茗荷付近に見られるのみである。太安萬侶墓の所在する此瀬に堆積物はなく、太安萬侶墓はこの基盤層上に築造されている。

田原盆地は、木津川の支流である白砂川とそれに注ぎ込む小河川によって形成されている(図2-13)。田原盆地を南北に貫く白砂川は、北流して柳生、阪原をへて笠置で木津川へと合流する。一方、白砂川を遡上すると、長谷町から福住町を経て宇陀方面へ通じる。また、太安萬侶墓の南側には、県道奈良名張線が東西に走っており、西は鉢伏峠を介して天理市和爾町、石切峠を介して奈良市中心部、東

は水間峠・一台峠を介して名張市へ通じている。このように田原盆地は、南北方向においては、山城・近江・伊賀及び大和高原南部、東西においては、奈良盆地北部と伊賀及び東国へ通じる水陸の交通の要衝である。

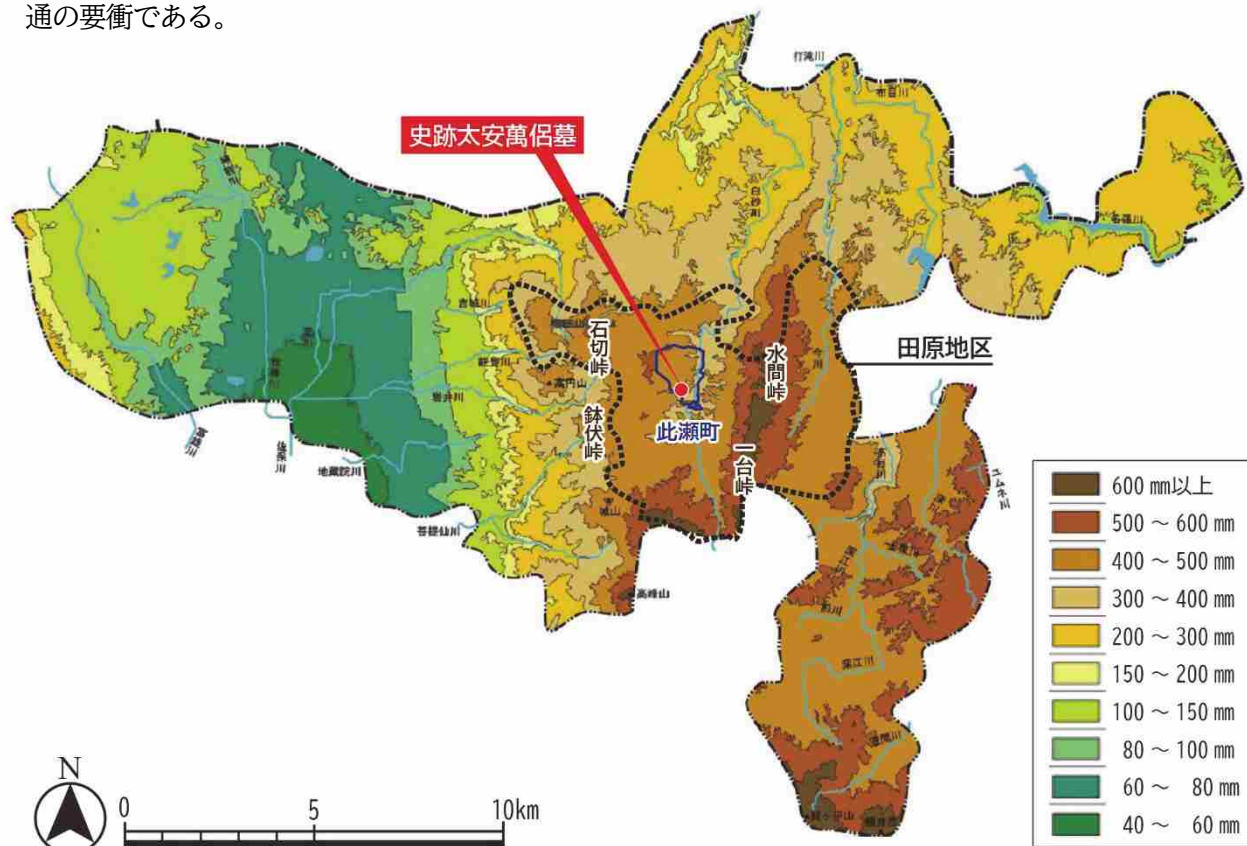


図 2-12 奈良市の地形図 [S=1/200,000]

(ベース図：奈良市市勢の概要)

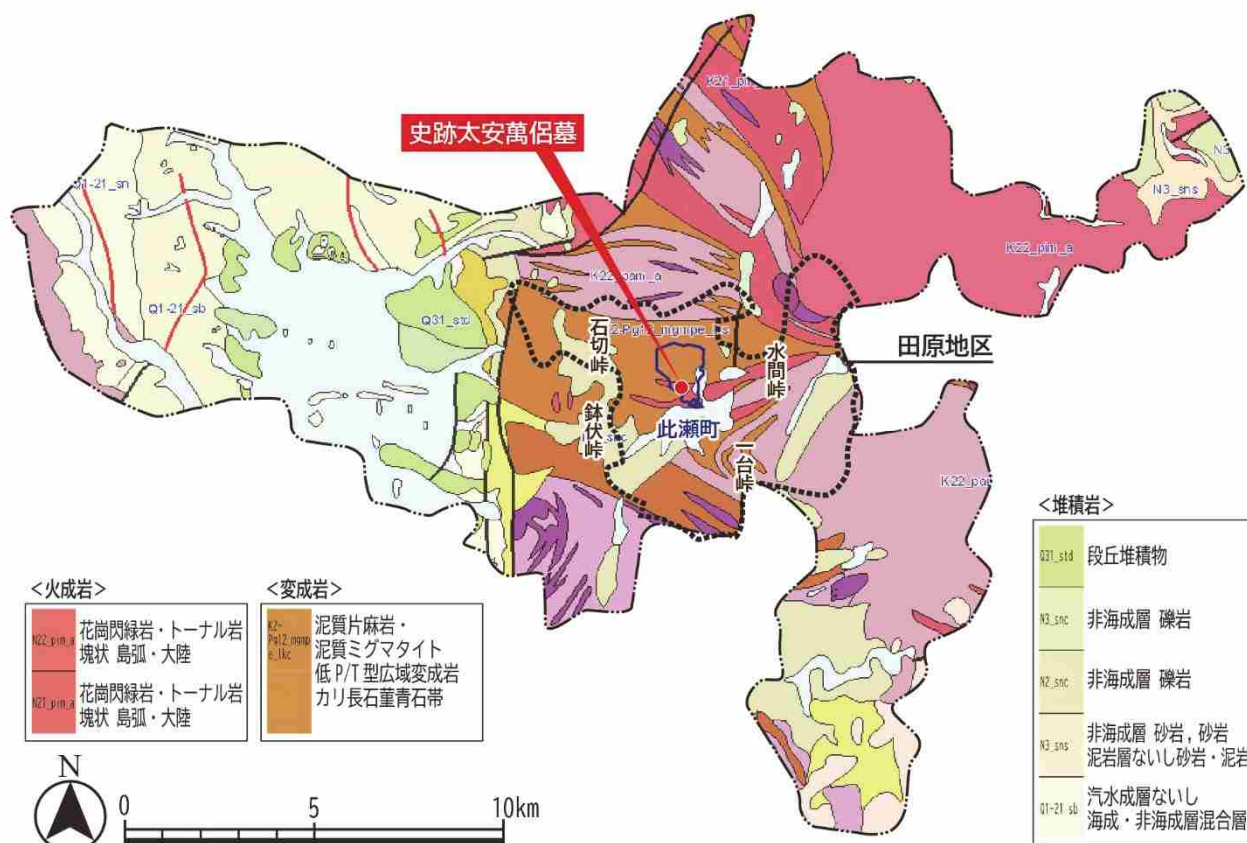


図 2-13 奈良市の地質図 [S=1/200,000]

(ベース図：産総研地質調査総合センターウェブサイト_20 万分の 1 日本シームレス地質図 V2)

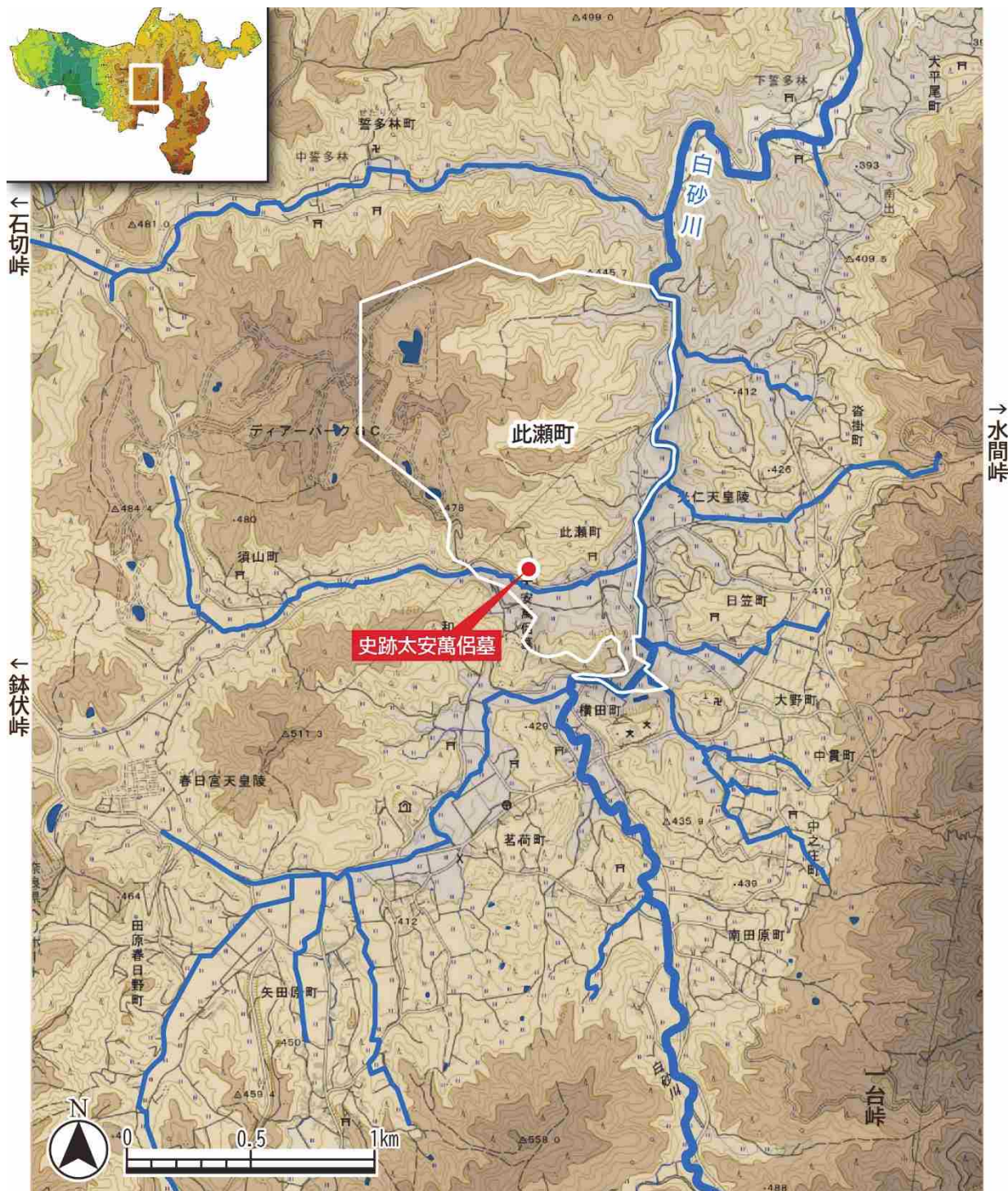


図 2-14 此瀬町周辺の地形・水系図 [S=1/25,000] (ベース図：国土地理院ウェブサイト)

④植生

太安萬侶墓が位置する奈良市此瀬町は、大和高原地域に当たり、全域が標高1,200m以下で、平均すると標高400～500mの高原が連なっており、盆地部と南部の五條・吉野の山岳地域の中間的な地形を形成している。比較的標高の低い河川周辺は人為的な開発が進んで耕作地となっており、極相群落はほとんど残されていない。また、耕作可能な平地や緩傾斜地以外は、クヌギ、コナラやアカマツを主とする二次林やスギ、ヒノキの人工林に覆われている。

本地域は、水湿地が多く、特有の希少植物が生息することが特徴である。特に、サギスケとスズラン、カザグルマの代表的な自生地があり、後2者は、天然記念物に指定されている。加えてカツラギグミや、ほぼ分布の南限となっているズミ、ミヤマウメモドキなども見られる。また、カシワ、オキナグサ、ドグゼリ及びミズチドリは、奈良県ではこの地域にのみ分布する。

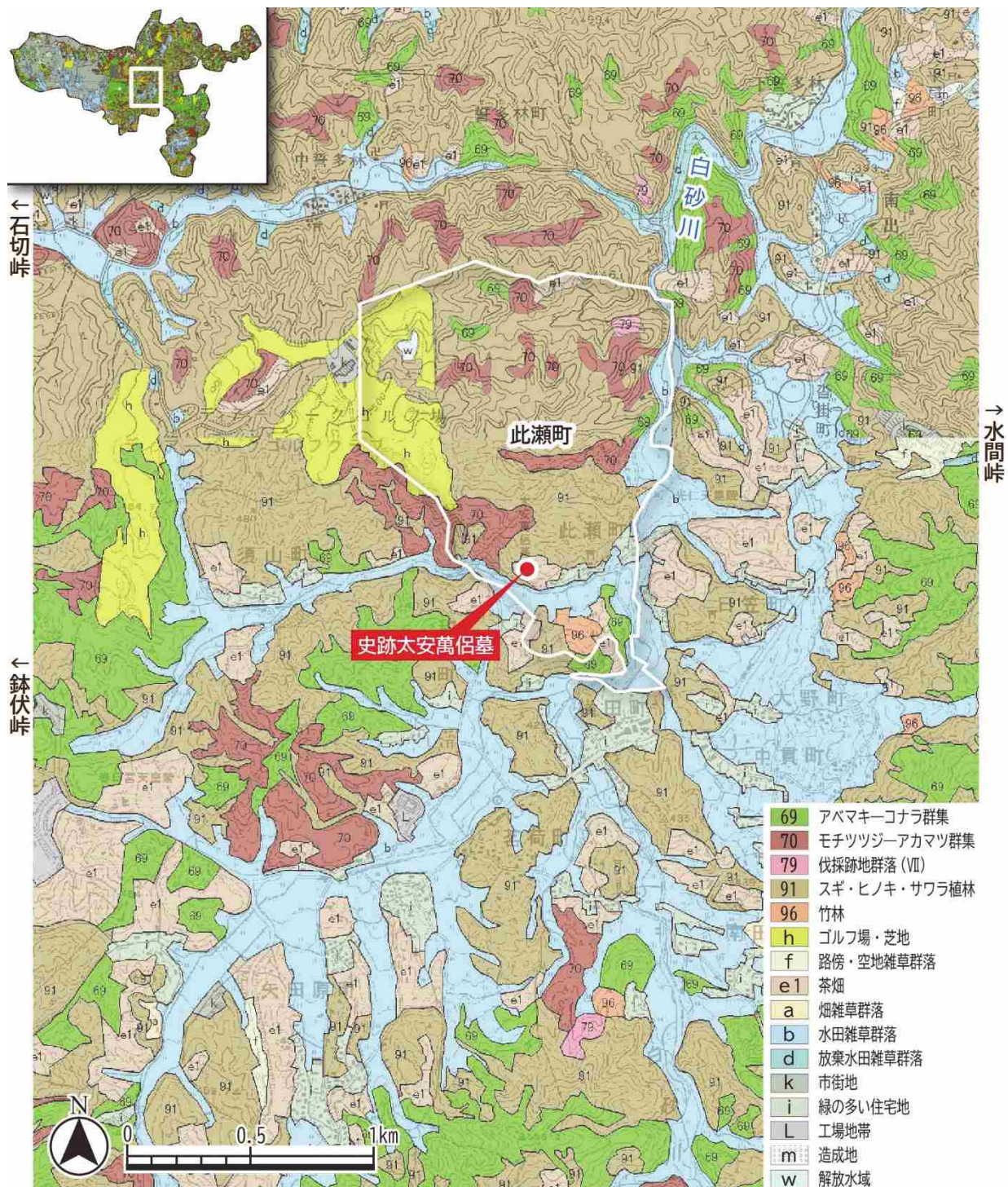


図 2-15 此瀬町周辺の植生図 [S=1/25, 000] (ベース図：自然環境調査 Web-GIS 植生図)

近年では、里山の二次林は利用されることが少なくなり、荒廃が進んでいる。これにより、二次林に育てられてきたこれらの植物のほか、ノコギリソウ、カノコソウ、ミドリカナワラビ、タニヘゴ、オニイノデやアカネカズラなどが生息地を狭め、数の減少が目立つ。

なお、農作物においては、大和高原の冷涼な気候を生かした大和茶の生産が盛んに行われており、地場産業となっている。

⑤景観

太安萬侶墓が立地する丘陵の裾野に広がる平野部には、水田が営まれ、周辺の丘陵上には、地場産業の大和茶が盛んに栽培され、丘陵裾に沿って集落が展開している。この景観の原型は、中近世に形成された集落の成立に端を発するものとみられるが、奈良時代から大きく変化したものではないと推定される。墓が営まれた奈良時代には、墓から眼下の平野部が一望できたと想定される。また、東に目を向けると、現状では木々に遮られているが、当時は光仁天皇陵・春日宮天皇陵(施基親王墓)と伝えられる田原東陵、田原西陵を望むことができただろう。一方、南の平野部や県道から太安萬侶墓を見上げると、現状では、山林の間の山肌に茶畑が点在する。

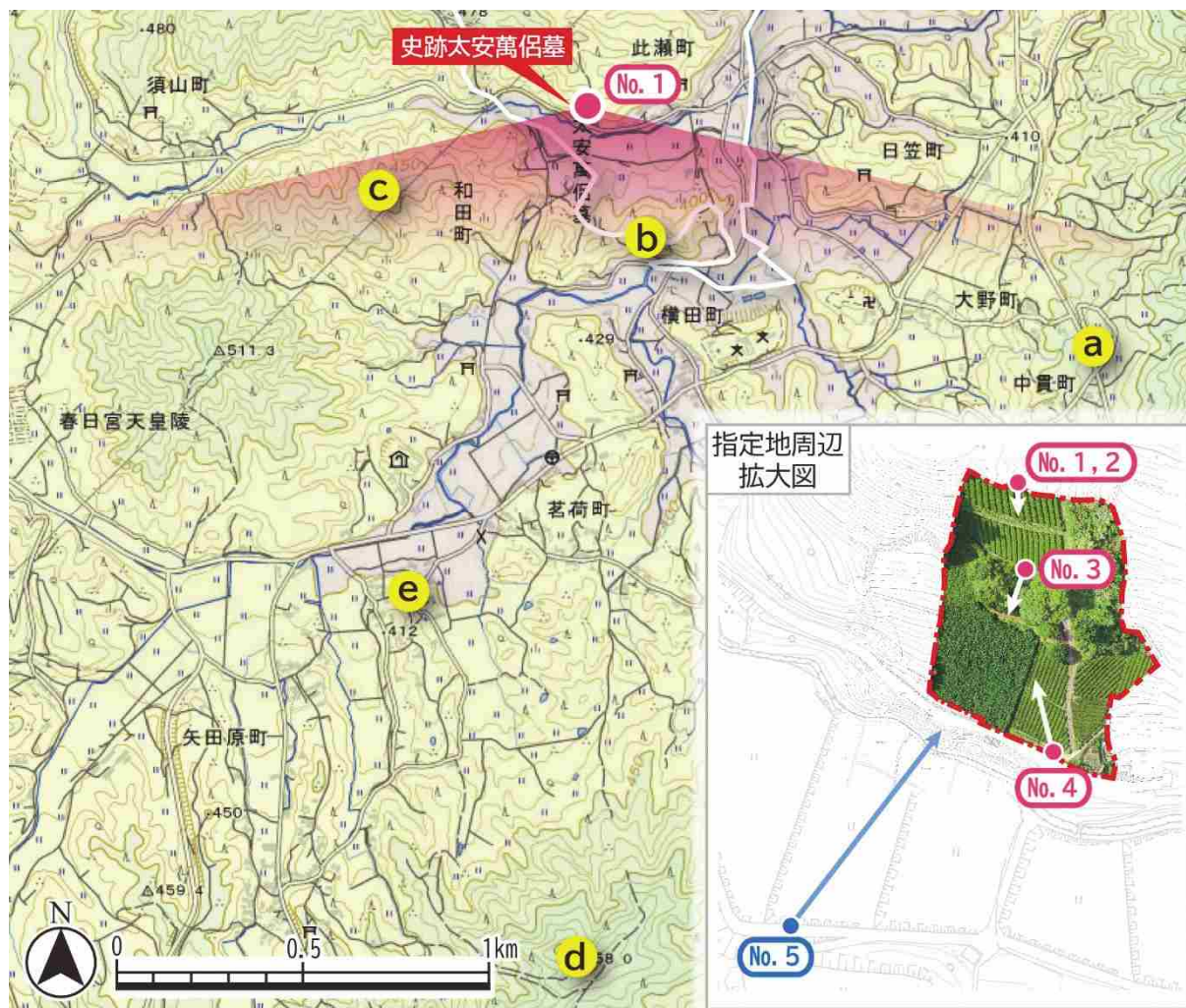


図 2-16 写真撮影方向

※図中の No. ・㉑ ～ ㉑は下の写真と対応
(ベース図：国土地理院ウェブサイト／基礎図)



写真 No. 1 指定地内：北端から南方向へ遠方をみる

※写真 No. は図 2-16 と対応



写真 No. 2 指定地内：北端から墓をみる



写真 No. 3 指定地内：墓から南方向をみる



写真 No. 4 指定地内：麓側の通路から墓をみる



写真 No. 5 指定地外から史跡をみる

(2) 歴史的環境

①指定地周辺の遺跡

太安萬侶墓の所在する田原盆地の遺跡は、昭和50年代の発掘調査報告書作成時においては、調査が進んでおらず、あまり知られていなかった。その後1990年代末から圃場整備事業に伴い発掘調査が実施され、周辺の遺跡の様相が飛躍的に明らかとなった。本節ではこの成果を踏まえ、歴史的環境について述べる。

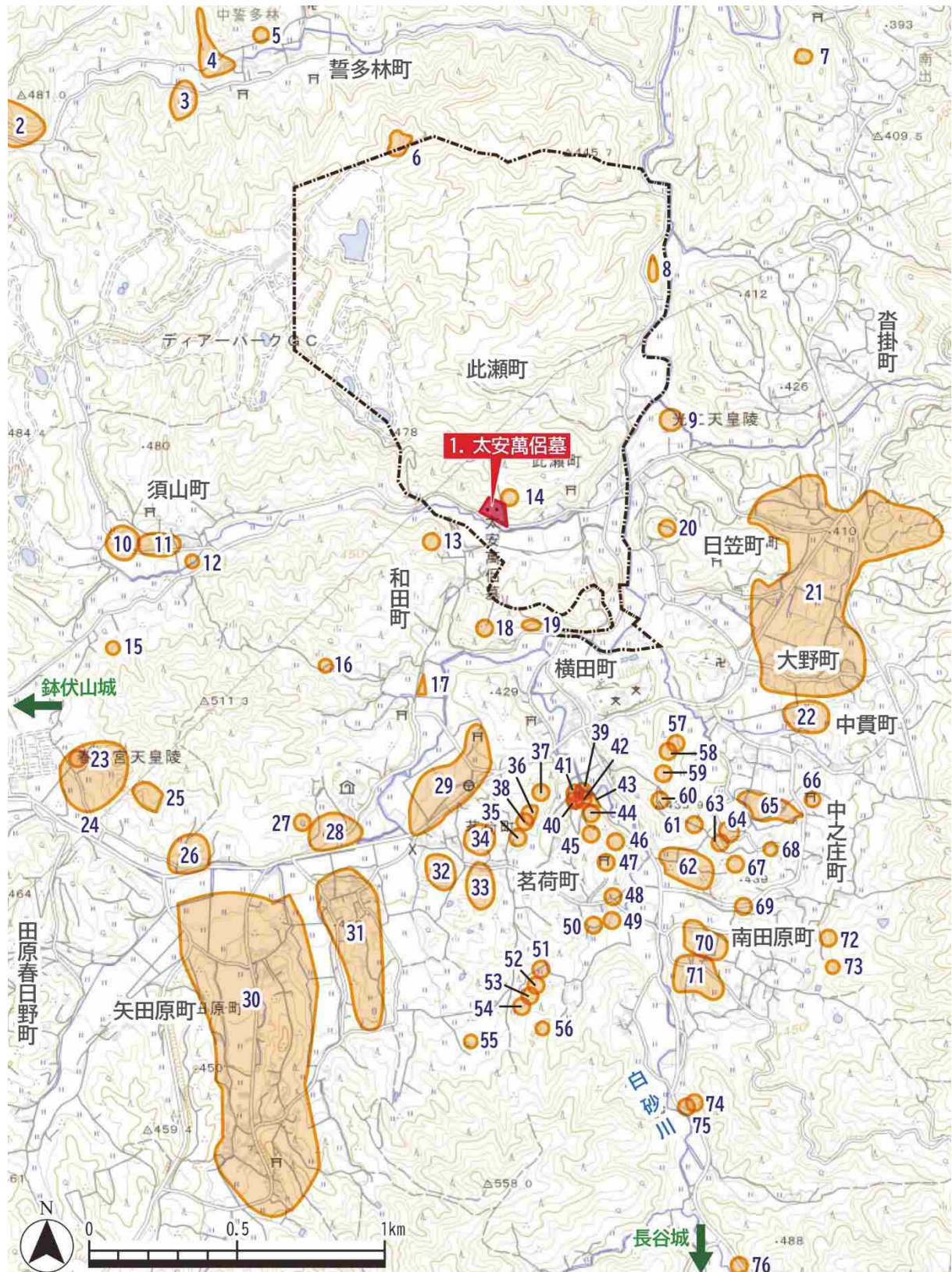


図 2-17 指定地周辺の遺跡分布図 [S=1/20,000] (ベース図: 国土地理院ウェブサイト)

表 2-3 指定地周辺の遺跡一覧

※表中の No. は図 2-17 と対応

No.	遺跡名	時代	種類	特記(墓のみ)	指定・消滅
1	太安萬侶墓	奈良	墓・墓地	火葬墓、円形墓・径4.5m	史跡 (昭和55年2月19日指定)
2	誓多林廃寺	奈良	社寺		
3	トケモト遺跡	縄文、平安～室町	遺物散布地、墓・墓地		
4	向井遺跡	縄文～古墳、平安～室町	遺物散布地、その他		
5	－	－	墓・墓地	火葬墓	
6	誓多林城跡	鎌倉、室町	城・陣屋		
7	大平尾城跡	鎌倉、室町	城・陣屋		
8	此瀬五反田遺跡	縄文、奈良～鎌倉	集落・町屋		
9	田原東陵(光仁陵)	古墳	古墳・横穴墓	円墳・径36m 石室	
10	須山サンコセ遺跡	縄文、平安、鎌倉	集落・町屋		
11	－	－	遺物散布地		
12	ヨナ墓	古墳	古墳・横穴墓	円墳?・径30m	
13	－	奈良	墓・墓地	骨蔵器	
14	－	－	墓・墓地	木炭	
15	君平古墳	古墳	古墳・横穴墓	勾玉、土器	
16	和田古墳	古墳	古墳・横穴墓	円墳	
17	和田ナカドフリ遺跡	縄文、古墳、鎌倉	集落・町屋		
18	－	奈良	墓・墓地	骨蔵器、木炭	
19	和田ワタナ遺跡	古墳、奈良、鎌倉	遺物散布地、集落・町屋		
20	－	奈良	墓・墓地	骨蔵器	
21	日笠東・大野遺跡	鎌倉、室町	集落・町屋		
22	－	縄文・後、奈良～室町	遺物散布地		
23	田原西陵(春日宮陵)	古墳	古墳・横穴墓	円墳・径40m	
24	－	古墳、平安、鎌倉	遺物散布地、生産遺跡		
25	－	－	平坦面		
26	－	縄文、古墳、奈良、平安、鎌倉	遺物散布地、生産遺跡		
27	－	奈良	墓・墓地	火葬墓、骨蔵器、和同開珎	
28	茗荷櫻谷遺跡	古墳、平安、鎌倉	遺物散布地、集落・町屋		
29	茗荷遺跡	縄文、古墳、鎌倉、室町	遺物散布地、集落・町屋		
30	矢田原遺跡	古墳～室町	遺物散布地、集落・町屋		
31	－	弥生、古墳	遺物散布地		
32	－	平安、鎌倉	遺物散布地		
33	－	平安、鎌倉	遺物散布地		
34	－	－	城・陣屋		
35	－	古墳・後	古墳・横穴墓		
36	茗荷城跡(横田城)	城・陣屋	城・陣屋		
37	ケコバ第1号墳	古墳・後	古墳・横穴墓		
38	ケコバ第2号墳	古墳・後	古墳・横穴墓		
39	横田矢田野遺跡	集落・町屋	縄文、古墳、平安		調査後消滅
40	横田矢田野1号墳	古墳・中	古墳・横穴墓	方墳・8X7m	消滅
41	横田矢田野2号墳	古墳・後	古墳・横穴墓	隅丸方墳・16X9m	消滅
42	横田矢田野3号墳	古墳・中～後	古墳・横穴墓	方墳・4.5以上X7m	消滅
43	横田矢田野4号墳	古墳・中～後	古墳・横穴墓	方墳・4.5以上X7m	消滅
44	天神神社北第3号墳	古墳・後	古墳・横穴墓	横穴式石室	
45	茗荷神社前古墳	古墳・後	古墳・横穴墓	円墳・径10m	
46	－	古墳・後	古墳・横穴墓	円墳・径10m	
47	天満神社北第1号墳	古墳	古墳・横穴墓	円墳・径10m	
48	天満神社南方古墳	古墳・後	古墳・横穴墓	円墳・径10m 横穴式石室	消滅
49	－	古墳・後	古墳・横穴墓		
50	－	古墳・後	古墳・横穴墓		
51	茗荷1号墳	古墳	古墳・横穴墓	円墳・径約4m	
52	茗荷2号墳	古墳	古墳・横穴墓	円墳	
53	茗荷3号墳	古墳	古墳・横穴墓	円墳	
54	茗荷4号墳	古墳	古墳・横穴墓	円墳	
55	－	古墳	古墳・横穴墓		消滅
56	－	古墳	古墳・横穴墓	円墳・径10.5m	
57	横田第1号墳	古墳・後	古墳・横穴墓	円墳・径8m	
58	横田第2号墳	古墳	古墳・横穴墓	円墳・径9m	
59	横田第3号墳	古墳	古墳・横穴墓	円墳・径7m	
60	横田第4号墳	古墳	古墳・横穴墓	円墳・径10m	

61	-	古墳	古墳・横穴墓		
62	横田アンバ遺跡	古墳・中	集落・町屋		
63	谷田竊棺出土地	-	古墳・横穴墓, 遺物出土地	竊棺	
64	中之庄マカミリ遺跡	縄文, 弥生, 奈良, 鎌倉, 室町	遺物散布地, 集落・町屋		
65	-	奈良, 平安, 鎌倉	遺物散布地, 集落・町屋		
66	田原中之庄天神社社叢	-	その他		市指定天然記念物 (昭和58年4月7日指定)
67	-	古墳・後	古墳・横穴墓	規模不明	
68	イナリサカ古墳	古墳・後	古墳・横穴墓	円墳?	
69	カツリサカ古墳	古墳・後	古墳・横穴墓	円墳・径10m 横穴式石室	消滅
70	南田原ミヤケ遺跡	古墳・中, 飛鳥, 奈良	集落・町屋		
71	南田原中出遺跡	鎌倉, 室町	集落・町屋		
72	ミズノオ古墳	古墳・後	古墳・横穴墓	円墳・径5m	
73	高塚古墳	古墳	古墳・横穴墓	横穴式石室	
74	-	古墳	古墳・横穴墓		
75	南田原町磨崖仏	鎌倉	祭祀・信仰遺跡		市指定史跡 (平成2年4月11日指定)
76	長谷白土遺跡	奈良	集落・町屋, 生産遺跡		

※↓文章中の【No.】は図2-17・表2-3と対応

田原盆地で確認される最も古い遺跡は、縄文時代早期の土器が出土する天釣山遺跡、中之庄マカミリ遺跡【64】である。そのほか須山サンコセ遺跡【10】、矢田原遺跡【30】、中貫柿ノ木遺跡、長谷白土遺跡【76】、茗荷遺跡【29】、横田矢田野遺跡【39】、和田ナカドヲリ遺跡【17】、鉢ヶ坪遺跡などで、各時期の土器や石器などの遺物が確認されている。また、遺構としては矢田原遺跡では、落とし穴と推定される遺構、須山サンコセ遺跡、中貫柿ノ木遺跡では、後期～晩期のドングリ貯蔵穴が確認されており、縄文時代のはじめから、この地区で狩猟・採集を中心とした人々の活動が始まったことが知られる。

<弥生時代>

弥生時代では、日笠東・大野遺跡【21】で中期の土器、横田・茗荷地区で後期の土器、中之庄地区で石鏃と石剣の未製品が出土している。遺構は確認されていないものの、水田開発に不向きと思われるこの地区でも、石器の生産と流通に関わる活動が行われていたとみられる。

<古墳時代>

古墳時代に入ると、集落や古墳などの遺跡が増加する。前期においては、中誓多林遺跡や茗荷遺跡【29】・矢田原遺跡【30】で土器が確認されているほか、矢田原遺跡では加工途中の木材が多量に出土しており、木材加工場と推定されている。遺跡からは、河内地方からの搬入品である庄内式甕が出土していることから、可耕地の少ない当地が広域流通する木材の産地として経済基盤を成立させたと評価されている。中期から後期にかけては、茗荷遺跡や横田矢田野遺跡【39】、横田アンバ遺跡【62】、和田ナカドヲリ遺跡【17】で、竪穴建物や掘立柱建物がまとまって確認されており、可耕地の少ない当地域でも、水田経営以外の手段で地域の開発が進展したことがうかがえる。その手段の一つが、矢田原遺跡で確認された木材生産であった可能性がある。また、集落から大阪湾岸や紀淡海峡を産地とする製塩土器が出土する点も特筆され、山間部における物流の一端を示すものと評価されている。

古墳の築造もこの時期から始まるようである。白砂川兩岸の丘陵上には、多数の古墳が存在したことが知られているが、いずれも中期～後期にかけての中小規模墳である。このうち、後期初頭の須恵器が出土したケコバ第1号墳【37】は、主体部が木棺直葬と推定されている。また、道路工事中に破壊されてしまったカツリサカ古墳【69】は、主体部が横穴式石室で、須恵器と鉄釘が出土したとされる。さらに、鉄剣・鉄斧・須恵器が出土した天満神社北第1号墳【47】も、横穴式石室を主体部とすると推定されている。このほか発掘調査は行われていないが、横田古墳群、茗荷古墳群、イナリサ

カ古墳【68】、ミズノオ古墳【72】でも横穴式石室の存在が想定されており、後期の中頃以降に横穴式石室を主体部とする中小規模墳が多数築造されるようになったとみられる。

<古代>

古代に入ると、長谷白土遺跡【76】、中之庄マカミリ遺跡【64】、此瀬五反田遺跡【8】において集落が確認され、此瀬五反田遺跡では鍛冶関連の遺構・遺物も確認されていることから、開発がさらに進展したことがうかがえる。集落以外では、日笠フシダ遺跡、日笠花刈遺跡、中誓多林遺跡、宮縄手遺跡などが、水辺に祭祀遺物を投棄した祭祀遺跡として知られる。特に、日笠フシダ遺跡で出土した絵馬は、天平年間に製作された最古級の事例として注目される。また、矢田原遺跡【30】では、溝や石敷きが確認され、木簡なども出土している。一方、誓多林廃寺【2】では、以前より礎石が露出していることが知られていたが、発掘調査においても瓦が出土しており、当地でも寺院が建立されていたことが確実となった。

墳墓については、古くから著名なものが多数あり、光仁天皇陵・春日宮天皇陵と伝えられる田原東陵【9】、田原西陵【33】や、太安萬侶墓【1】が代表としてあげられる。田原東陵は墳丘をもち、被葬者が皇族とされるもので、太安萬侶墓をはじめとして、古墳のような明確な外部表象施設をもたないものである。田原西陵については、太安萬侶墓の調査時に実施した聞き取りや踏査により、同様の墳墓が多数存在していたと推定されている。出土状況が確認されているもののうち、誓多林町の木炭出土地は、木炭藪蔵あるいは骨器を木炭で覆った遺構の可能性が指摘されている。また、太安萬侶墓から谷を隔てた南西側や、南側、南東側の丘陵上も蔵骨器の出土が伝えられる場所で、特に南側は、木炭の散布が認められるという。さらに、太安萬侶墓の150mほど南西の地点からは、明治年間に蔵骨器とともに、銀銭を含む和同開珎が出土したと伝えられる。このほか、太安萬侶墓の周辺においても、開墾時に炭が多量に出土した箇所が複数箇所あったとの報告がある。このように、当地に奈良時代とみられる墳墓が集中しており、天皇や高位の官人であった太安萬侶などの墓が多数含まれる点の特筆される。『令集解』巻40喪葬令皇都条には「皇都及び道路の側近に葬り埋むることはならない」との記載があり、当地のような都から離れた山中に墳墓が築造される状況は、喪葬令に準じて葬地が選定された結果と考えられている。

<中世>

中世に入ると、広い範囲で遺物の出土が確認され、活発な人々の生活の痕跡を見て取ることができる。集落としては、茗荷遺跡【29】、茗荷櫻谷遺跡【28】、此瀬山辺遺跡、日笠東・大野遺跡【21】、南田原中出遺跡【71】では遺構・遺物が確認され、天釣山遺跡では炭窯、矢田原遺跡【30】では木材加工の痕跡が確認された。当地は春日大社や興福寺の荘園となっており、此瀬山辺遺跡、日笠東・大野遺跡で確認された長期に渡る屋敷地は、荘園の経営と関連するものとみられる。また、室町時代では、本格的に調査されたものはないものの、鉢伏山城・茗荷城・誓多林城・長谷城などの山城が確認されており、田原盆地を取り巻くように配置されている。

<近世>

近世に入ると、田原盆地は一部を除いて津藩領となる。圃場整備に伴う調査では、この時期の遺構が確認されないことから、当該期以降の集落は現在の集落と重複しており、この時期から現在に至るまで集落の景観は大きく変化していないとみられている。

②指定地周辺の指定等文化財

田原地域における指定文化財としては、国指定史跡1件、重要文化財1件、県指定史跡1件、彫刻5件、無形民俗1件、奈良市指定史跡1件、天然記念物1件、建造物1件、彫刻1件、絵画2件、工芸品1件が挙げられる。詳細は表2-4の通り。

表 2-4 田原地区の指定文化財一覧

	種別・区分	名称	時代	所在地	所有者	指定年月日
国指定	史跡	太安萬侶墓	奈良	此瀬町	—	昭和55年2月19日
	考古資料 (重文)	太安萬侶墓誌／癸亥年七月六日在銘／奈良県奈良市此瀬町出土	奈良	橿原市畝傍町50-2 (橿考研博)	国(文化庁)	昭和56年6月9日
県指定	史跡	塔の森	奈良	長谷町 天理市福住町別所	個人	昭和29年3月2日
	彫刻	木造 阿弥陀如来坐像	室町	大野町80	十輪寺	昭和42年2月23日
		木造 地藏菩薩立像	鎌倉	誓多林町	万福寺	昭和34年2月5日
		木造 阿弥陀如来坐像	平安	別所町	極楽寺	昭和28年3月23日
		木造 不動明王立像	平安	別所町	極楽寺	昭和28年3月23日
		木造 地藏菩薩立像	平安	別所町	極楽寺	昭和28年3月23日
	無形民俗文化財	田原の祭文・祭文音頭・おかげ踊り	—	田原地区	田原地区伝統芸能保存会	平成11年3月19日
市指定	史跡	南田原磨崖仏	鎌倉	南田原町372-1	個人	平成2年4月11日
	天然記念物	田原中之庄天神社社叢	—	中之庄町476	中之庄町	昭和58年4月7日
	建造物	松本家住宅 附 願書1枚 板絵図1枚	江戸	茗荷町	個人	平成14年3月4日
	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	平安	茗荷町881	茗荷町自治会	平成6年3月2日
	絵画	紙本著色富士参詣曼荼羅図	江戸	矢田原町(奈良博)	矢田原 第三農家組合	昭和62年5月15日
		絹本著色青面金剛像	室町	大野町80	十輪寺	平成14年3月4日
	工芸品	鉦鼓	鎌倉	大野町80	十輪寺	平成24年3月6日



塔の森



極楽寺阿弥陀如来坐像



田原の祭文 (写真：野本暉房氏 撮影)



南田原磨崖仏 (写真：市 HP)



田原中之庄天神社社叢 (写真：市 HP)



松本家住宅 (写真：市 HP)

<参考文献>

1959	田原村史編集委員会	『田原村史』	—
1960	小島俊次	「ケコバ第1号古墳出土遺物」 『奈良県文化財調査報告』第3集	奈良県教育委員会
1968	奈良市史編集審議会	『奈良市史 考古編』	奈良市
1981	前園実知雄 編	『太安萬侶墓』	奈良県立 橿原考古学研究所
1999	山田隆文	「県営圃場整備事業田原西地区－平成10年度試掘調査概報－」 『奈良県遺跡調査概報』1998年度 第一分冊	奈良県立 橿原考古学研究所
2000	山田隆文	「茗荷遺跡－県営圃場整備事業田原西地区に伴う平成11年度発掘調査概報－」 『奈良県遺跡調査概報』1999年度 第一分冊	奈良県立 橿原考古学研究所
2001	佐々木好直	「矢田原遺跡・鉢ヶ坪遺跡」 『奈良県遺跡調査概報』2000年度 第一分冊	奈良県立 橿原考古学研究所
2003	伊藤雅和	「宮縄手遺跡」 『奈良県遺跡調査概報』2002年度 第一分冊	奈良県立 橿原考古学研究所
	川上洋一	「茗荷・櫻谷遺跡」 『奈良県遺跡調査概報』2002年度 第一分冊	奈良県立 橿原考古学研究所
	鶴見泰寿・川上洋一	「日笠東・大野遺跡」 『奈良県遺跡調査概報』2002年度 第一分冊	奈良県立 橿原考古学研究所
	宮長秀和	「県営圃場整備事業(田原南地区：中之庄町)に伴う試掘調査」 『奈良県遺跡調査概報』2002年度 第一分冊	奈良県立 橿原考古学研究所
2004	佐々木好直	「誓多林廃寺・誓多林町遺物散布地」 『奈良県遺跡調査概報』2003年度 第一分冊	奈良県立 橿原考古学研究所
	宮長秀和	a 「日笠東・大野遺跡」 『奈良県遺跡調査概報』2003年度 第一分冊	奈良県立 橿原考古学研究所
		b 「中之庄マカミリ遺跡ほか」 『奈良県遺跡調査概報』2003年度 第一分冊	奈良県立 橿原考古学研究所
	米川裕治	「須山サンコセ遺跡」 『奈良県遺跡調査概報』2003年度 第一分冊	奈良県立 橿原考古学研究所
2005	安永周平・近江俊秀・岡田憲一	「天釣山遺跡・誓多林廃寺」 『奈良県遺跡調査概報』2004年度 第一分冊	奈良県立 橿原考古学研究所
2006	青柳泰介 編	a 『和田ナカドワリ遺跡発掘調査報告書』	奈良県立 橿原考古学研究所
	木村健明 編	b 『横田矢田野遺跡』	奈良県立 橿原考古学研究所
	安永周平	「中誓多林遺物散布地試掘及び中誓多林遺跡A 地区・B 地区」 『奈良県遺跡調査概報』2005年度 第一分冊	奈良県立 橿原考古学研究所
2007	小池香津江	「此瀬山辺遺跡」 『奈良県遺跡調査概報』2006年度 第一分冊	奈良県立 橿原考古学研究所
	木村健明 編	『横田アンバ遺跡』	奈良県立 橿原考古学研究所
2008	木村健明 編	『此瀬五反田遺跡』	奈良県立 橿原考古学研究所
2009	青柳泰介 編	a 『和田ワタナ・矢田原遺跡』	奈良県立 橿原考古学研究所
		b 『日笠花刈遺跡』	奈良県立 橿原考古学研究所
	廣岡孝信・山崎孝盛	沓掛地区試掘調査 『奈良県遺跡調査概報』2008年度 第一分冊	奈良県立 橿原考古学研究所
2010	北山峰生 編	『長谷白土遺跡』	奈良県立 橿原考古学研究所
2011	清水昭博 編	『日笠フシシダ遺跡』	奈良県立 橿原考古学研究所
2012	米井友美 編	『南田原ミヤケ遺跡・南田原中出遺跡』	奈良県立 橿原考古学研究所

第3章 史跡太安萬侶墓の諸要素

第1節 史跡太安萬侶墓の本質的価値

太安萬侶墓は昭和55年2月19日付けで史跡指定を受けているが、指定時における太安萬侶墓の評価については、昭和54年12月刊行の『月刊文化財』12に以下のように記載されている。

この墳墓が『古事記』の編者として著名な太安萬侶の墓であることは、墓誌の内容からみて明白な事実である。しかも墳丘の規模・構造・遺物の出土状況が学術的に明らかにされた奈良時代上級官人のきわめて稀な火葬墓として重要な価値を有する

この一文に端的に示されているように、史跡太安萬侶墓の本質的価値は、太安萬侶の墓と特定された奈良時代の火葬墓が発見されたという点に集約される。以下、各要素の特徴について述べる。

第2節 史跡太安萬侶墓の構成要素

史跡太安萬侶墓の構成要素を、「本質的価値を構成する要素」、「副次的価値を構成する要素」、「その他の要素」の3つに区分する。

表 3-1 構成要素一覧

	区 分	要 素	
史跡内	史跡の本質的価値を構成する要素	遺構	墳丘・墓壇・木炭槨・木櫃
		遺物	墓誌・火葬骨・真珠・漆喰片・焼土塊
	史跡の副次的価値を構成する要素	立地	丘陵南側斜面
		景観	修景用樹木・茶畑
史跡外	その他の構成要素	周辺環境	田園風景・山林・ 田原東陵(光仁天皇陵)・ 田原西陵(春日宮天皇陵)・ 茗荷遺跡
		太安萬侶の関連資料	平城京左京四条四坊(平城京内での居住地)の発掘調査
		来訪者用設備	園路・サイン・標柱・転落防止柵・ベンチ・御賽銭箱・香炉・トイレ

(1) 本質的価値を構成する要素

本質的価値を直接的に構成する要素である、墳丘・木炭槨・木櫃などによって構成される遺構と、墓誌、火葬骨・真珠等の出土遺物などがある。なお、墳丘については現地で復元整備され、木炭槨は実物大模型、墓誌は実物が奈良県立橿原考古学研究所附属博物館で常設展示されている。

墓の構造について、概要を述べると、墓の周囲に溝を巡らせた径4.5mほどの円形の墳丘を構築する。そこに一辺170cmほどの方形の墓壇が掘られ、墓壇内に木炭(木炭槨)で覆われた木櫃が安置される。木櫃の規模は、木炭槨の状況から、長さ約65cm、幅約37cm、高さ約37cmに復元されている。特に重要な点として、発見者の証言と骨片・骨灰の検出状況から、木櫃内に長さ約30cmの有機質内容物が収められていた可能性が指摘されたことが挙げられる。

奈良時代の火葬墓としての希少性もさることながら、それ以上に発見当時に大きな話題となったのは、墓誌銘から墓の主が『古事記』の編纂者として著名な太安萬侶であることが判明したという点にある。墓誌銘によれば、太安萬侶は平城京左京四条四坊に居住したこと、死去時の位階と勲等は従四位下勲五等だったこと、養老七年七月六日に亡くなったことなどが知られる。このように比較的上位の律令官人だったとはいえ、皇族や最上位クラスの貴族以外の人物の居住地や官位、卒日が確定された事例はほとんどなく、墓誌発見が如何に重要な要素であるのかが指摘できる。

上記のように、史跡太安萬侶墓は、単体の遺構・遺物を通じてみた場合においても、重要な価値を有するが、奈良県内における奈良時代の火葬墓の事例が少数であるという点においても、その価値は高く評価される。さらに墓誌が出土した火葬墓となるとその数は減じる。現在知られる墓誌をもつ奈良時代の火葬墓は8例にすぎない。また、開墾中に発見された墓誌本体と発掘調査で出土した墓誌断片が接合することが確認されており、墓誌が確実に火葬墓に伴うことが考古学的証明された唯一の事例という点でも重要な遺跡であるといえる。

(2) 副次的価値を構成する要素

史跡太安萬侶墓の本質的価値を直接的に構成する要素ではないが、太安萬侶墓の立地及び墓からの眺望を含む景観など、本質的価値と密接に関連する要素がある。

まず、立地であるが、発掘調査報告書でも指摘されているとおり、中国から伝わった風水思想の影響が色濃く反映されている。具体的には墓の背後に当たる北側の山、東西に広がる丘陵、眼下に当たる南側を流れる河川によって構成されている。現在の史跡指定範囲も、太安萬侶墓が風水思想に基づいて築造されたとの前提に立ち、県道部などの管理上の事情も勘案したうえで決定されている。発掘調査では、他に火葬墓は確認されていないが、太安萬侶墓の近辺でも炭の散布が確認されており、本来的には数基からなる墓域を形成していた可能性が高く、風水思想にかなう葬送地として重要視されたと考えられる。

次に景観であるが、麓の集落及び現県道から見上げる位置に築造された太安萬侶墓は、築造当時においては常時視認できたと考えられ、太安萬侶墓を含む丘陵は単なる自然地形ではなく、律令官人の墓域であることが意識されていたと考えられる。逆に、太安萬侶墓から望む周辺の風景は、山がちな地形にもかかわらず、比較的眺望が開けているうえ、丘陵南側斜面という日当たりのいい環境もあり、安らかな死後を迎える地として、墓地の選定においては大きな影響を与えたと考えられる。

(3) その他の要素

史跡太安萬侶墓の本質的価値及び副次的価値を構成する要素に加え、その他の要素としては、史跡指定地外にあたる田原地域の自然景観や歴史的環境、太安萬侶という人物に関わる要素、最後に史跡の保存・活用に関わる要素がある。

自然環境としては、太安萬侶墓が所在する丘陵斜面地には茶畑をはじめ、眼下に広がる平坦地には田園風景が展開し、自然豊かな環境を維持している。大規模な開発もなく、奈良時代以来の自然景観が比較的良好に維持されていると考えられる。田原地域を含む大和高原は、森林資源に恵まれた地域であり、かつては東大寺に材木を提供した杣集落が点在したことでも知られる。現在の森林の多くは、戦後の植林であるが、矢田原遺跡のように活発な木材利用をうかがわせる遺跡も確認されている。

歴史的環境としては、史跡太安萬侶墓が発見された田原地域は、大和高原の北西端に位置する此瀬町に所在し、殊に奈良時代においては、歴史的に重要な位置を占める地域となっていることが知られる。太安萬侶墓の北東700mに位置する田原東陵(光仁天皇陵)、南西1.6kmに位置する田原西陵(春日宮天皇陵)に代表される古墳の他、火葬墓が周知の埋蔵文化財包蔵地として登録されている。生駒山東麓でも行基墓や美努岡萬の火葬墓などが知られるように、平城京近郊において火葬墓が散見されているが、これは平城京内での造墓が厳しく禁じられたことを背景としている。これらの地域には皇族を始めとする高位の貴族や高僧の墓が多く含まれることから、単なる墓地として利用されたのではなく、上中級官人の葬地として選地されたと考えられる。このほか田原地域で実施された圃場整備事業に伴う一連の発掘調査成果によれば、茗荷遺跡のように古墳時代の大規模集落が営まれていることが確認されているなど、奈良時代以前から活発な人々の活動があったことがうかがえる。

太安萬侶という人物について留意しておくべき点として、太安萬侶が居住したとされる平城京左京四条四坊における発掘調査成果がある。坪内の主に東半部で発掘調査が実施されており、奈良時代の掘立柱建物など遺構が確認されているが、直接的に太安萬侶の居宅を特定するような成果は得られていない。ただし、羊硯など特徴的な遺物が目立つことも事実であり、今後も当該地での調査成果には注意を払う必要がある。ところで、太安萬侶は律令官人としての顔とともに、現在の磯城郡田原本町多に本拠地をおく土豪の長としての側面も持っていたことが知られる。太安萬侶自身の「両貫性」に対する思いを墓誌から読み取ることは難しいが、将来的に太安萬侶を評価していく上においては、そういった側面からの研究も重要な意味をもつといえる。

保存・活用に関わる施設としては、昭和55・56年に行われた史跡整備により、墳丘の復元、看板の設置、手すり付きの園路の造成、修景木の植樹、ベンチや安全柵の設置などが実施されている。また、史跡整備後のものとしては、園路を降った県道取り付き部のそばに、奈良市が設置したトイレが整備されている。なお、現時点では整備された駐車場はなく、今後史跡整備を進めていく上においては、駐車場整備について十分に考慮する必要がある。

<参考文献>

1979	文化庁文化財保護部	『月刊 文化財12』
1980	奈良県立 橿原考古学研究所	『太安萬侶墓』
2012	奈良県立橿原考古学 研究所附属博物館	『「日本国の誕生～古事記が出来たころ～」』
2014	奈良県立橿原考古学 研究所附属博物館	『古代墓誌の三次元計測と太安萬侶墓出土資料の分析』

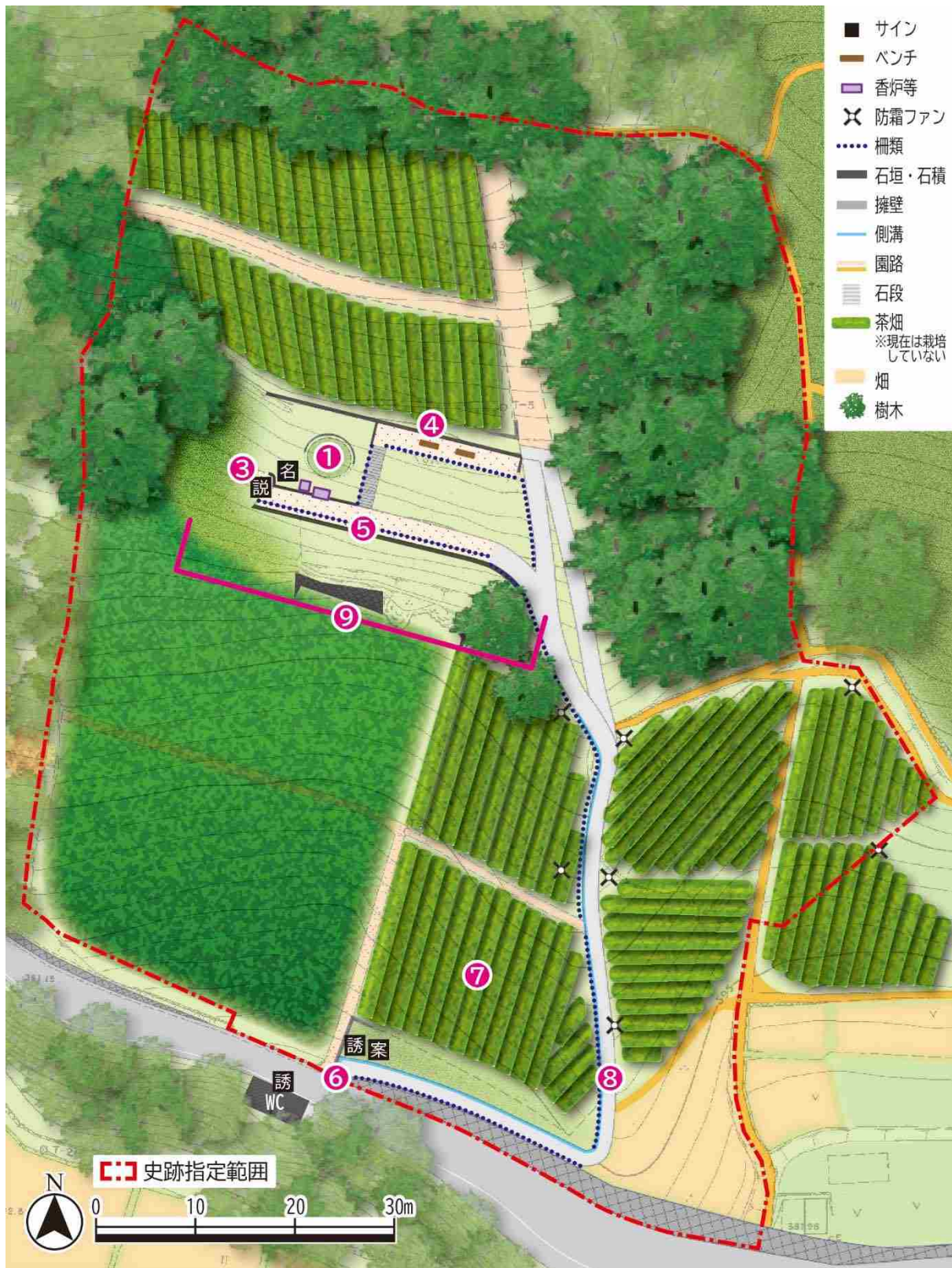


図 3-1 構成要素箇所図

※図中の No. は P30・31 の写真と対応
 (ベース図：基礎図)

<史跡内の要素写真>



①太安萬侶墓



②太安萬侶墓誌 (部分拡大)



③サイン(説明板)



④ベンチ



⑤転落防止柵



⑥入口部



⑦茶畑 ※現在は栽培していない



⑧園路



⑨墓周辺

<史跡外の要素写真>



田原西陵(春日宮天皇陵)



田原東陵(光仁天皇陵)

第4章 史跡の現状と課題

第1節 史跡の保存・管理に関する現状と課題

(1) 現状

- 史跡指定地は、南に向いた急斜面であり、公有化され整備された墓及び周辺部分と県道から墓までの園路部分、民有地の茶畑が展開する部分からなる。墓は中国の風水思想に基づいて築造された可能性が高く、墓域は墓を中心にして東・西に存在する低い南北の尾根筋の間がひとつの区画、南は開かれた小河川のあたりまで、北は墓の背後で東西にのびる尾根の稜線までがその範囲であろうと推定され、これが指定範囲の根拠となっている。ただし、南側については管理面から小河川から北に一段高い県道までにとどめている。
- 史跡指定地の土地の大半を占める民有地の茶畑は、それぞれの所有者などが栽培を行うことで管理がなされてきた。ただし現在は指定地内の全ての茶畑で栽培をやめている。公有地(県有地)は整備対象地となって公有化された土地である。県道日笠東金坊線から墓にいたる園路、円形墳丘(復元径4.65m)が約30cmの盛土とその周囲を巡る石積みで復元されている墓部分と、その周辺の芝地、見学用通路、階段、擁壁、水路、安全柵、植栽、ベンチ、説明看板などからなっている。
- 昭和56年(1981)から実施された整備後、基本的には茶畑と整備地からなる土地の形状及び景観は保たれている。県から地元此瀬町自治会に管理が委託され、草刈りや清掃、見回りなどが定期的の実施され、整備地は維持されている。

(2) 課題

- 既存園路は、史跡地内で南北にのびる急傾斜の尾根筋上に設置されているため、元来見学者の上り下りにおいてやや困難を伴い、転倒防止で手すりをつかむなど見学者自身で安全面に注意することが必要な状況であった。整備後約40年が経過し、急勾配の園路やその手すりの老朽化が進み、見学者の安全面への懸念がより高まっていること、維持管理作業に従事される方々が高齢化し、急勾配な既存園路を利用する作業には、負担感が大きくなってきているなどの問題が生じている。史跡の管理面での早急な対応が求められている。



急勾配の園路



園路・手すりの老朽化



維持管理作業(定期的な草刈り等)の状況 (写真：此瀬町自治会 提供)

○墓周囲の修景用樹木が大きく生長し、昔ながらの景観を留める墓の南側に展開する谷間の風景が墓から望めない。また谷間の麓から墓を眺めたとき、樹木の影に隠れて見えない現状など、景観上の問題もある。墓に隣接する樹木においてはその根が墓の形状を改変するおそれも出ている。史跡の保存、景観の維持上の問題への対応も必要となっている。



墓周辺に生育する樹木

○史跡地内の大半を占める茶畑は、近年全ての栽培をやめており、茶の木が放置されつつある。これによる土地の形状の改変や景観の改変に懸念が生じている。この点においても保存・管理上の対応が必要である。

○墓が立地する場所は急傾斜地であり、茶畑栽培により現地形が保たれてきた。近年の豪雨災害等を勘案すると、茶畑栽培をやめた後の地形の保全には十分な検討が必要である。



第2節 史跡の活用に関する現状と課題

(1) 現状

- 太安萬侶墓は、史跡地内の整備地は見学にあたっての制限はないため、自由に見学が可能である。
公共交通機関による史跡地への来訪は困難で、多くは自家用車利用になるのが現状である。
- 約40年前の整備以降、活用目的の整備の更新はない。
- 学校教育、生涯学習の場としての活用は少ない。
- 平城京に伴う葬地として、田原地区に造営された田原東陵(光仁天皇陵)、田原西陵(春日宮天皇陵)とともに、大学・考古学専門機関・博物館などが一般を対象に開催する遺跡巡りの見学地となることが多い。
- 令和5年(2023)が太安萬侶没後1300年にあたり、博物館での特別展や地元でのイベントなどが計画されている。また、調査時のエピソードなどを振り返った新聞連載がある。
- 太安萬侶墓が所在する田原地区は、古都奈良の暮らしを支えた農村地域であり、昔ながらの里山風景が広がる観光地として紹介されている。太安萬侶没後1300年で再度この墓に脚光が当たることが予想され、田原地区への観光客誘導のスポットとしても注目される。
- 重要文化財となっている出土墓誌や火葬墓の剥ぎ取りによる実物に即した模型は、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館常設展に展示されており、常時見学可能である。

(2) 課題

- 史跡地に至るアプローチ道路に案内サインが少ないことによって、見学者が訪れた際、道がわかりにくいという声を聞く。また、史跡地周辺に駐車場がなく、自家用車で来訪やバスツアーなどでの見学が難しい。同様に学校教育の場として利活用しにくい。史跡地本体の整備と連動してアプローチや周辺整備にかかる課題の解決をはかっていく必要がある。





既存の案内・誘導板

※写真中の No. は図 4-2 と対応



史跡に至る道路状況(幅員が狭い箇所では路側帯がないところがある)

- 既存園路が急勾配であり、高齢者や小学校低学年の児童などは安全面から見学しにくい環境にある。学校教育、生涯学習での利用の場としての検討が求められる。
- 太安萬侶墓にかかわる定期的なイベントが企画されたことはない。また太安萬侶墓を保存活用するためのボランティア組織なども存在していない。地域と協同した取り組みが必要である。



～ 講座：『古事記』編者 太安萬侶の墓と墓誌を考える ～ 平成 24 年(2012)10 月 5 日



～ 田原やま里絶景ウォーク ～ 平成 26 年(2014)10 月 16 日

イベント・講座等 (写真：公益財団法人 奈良市生涯学習財団 事務局 HP)

○田原地区に特化した文化財のインターネット、SNS による情報発信への取り組みがほとんどない。



(資料「田原散策」：奈良市 HP)

(マップ：奈良市田原地区 HP)

パンフレット等による田原地区・史跡の紹介

○太安萬侶墓の現地と出土墓誌などが展示される橿原考古学研究所附属博物館をつなぐような仕掛けの検討が求められる。



図 4-3 史跡指定地から橿原考古学研究所附属博物館 [S=1/200, 000]

(ベース図：国土地理院ウェブサイト)

第3節 史跡の整備に関する現状と課題

(1) 現状

- 史跡整備は、史跡指定・公有化後の昭和56年(1981)からの本格整備のみで、その後現在に至るまで追加の整備などは行われていない。ただし、平成23年(2011)に復元墳丘の一部がイノシシによって荒らされた際に復旧工事が行われ、復元墳丘及び周辺の芝地が現状のように更新された。
- 老朽化した急勾配の園路及び付属する手すり、劣化した史跡説明看板の板面、繁茂する修景用の樹木が整備地の現況として確認される。
- 整備地以外の史跡地内の茶畑は全て栽培をやめ、茶の木が繁茂しだしている。
- バリアフリー、インバウンド対応はない。

(2) 課題

- 老朽化した急勾配の園路の更新は、見学者の安全面、定期的な整備地の維持管理において緊急の課題で対応が必要である。
- 設置以来更新されていない史跡説明板について、火葬墓、墓誌について最新の学術的成果に基づいた内容、今日的な国史跡説明基準に基づいた内容に更新することが必要である。
- 最初の整備以降、史跡地の大半を占める茶畑の景観にふさわしい整備の検討がなされておらず、土地利用の状況が変化しつつある現状において、早急な検討が必要である。
- 立地環境、地形から見学にやや支障がある当史跡地において、バリアフリー、インバウンド対応の可能性について検討する必要がある。
- 現地において火葬墓の構造、墓誌の出土状況が体感しにくく、現地でのそれらの情報提供の検討が必要である。さらに出土墓誌などの橿原考古学研究所附属博物館の展示品見学への誘導、あるいはその逆の双方向をつなぐ仕掛けの検討が必要である。



現在の史跡説明板の表示内容



音声ガイドによる田原エリアの説明(多言語対応)

第4節 運営・体制に関する現状と課題

(1) 現状

- 当該史跡には管理団体はなく、公有化され県有地となっている整備地は、奈良県が維持管理している。実際の作業は、地元此瀬町自治会に委託し、定期的に草刈、清掃、巡視などを実施している。
- 史跡地の民有地は茶畑であり、その栽培が継続されることで地形や景観が維持管理されてきた。しかし近年、茶の栽培をやめる所有者が増え、令和4年度時点で全てがやめている。
- 奈良市東山間部に位置する史跡地への来訪には、公共交通機関の利用は困難で、自家用車等の車利用が主な交通手段となっている。
- 史跡地の南に接してはしる県道の一画に奈良市が設置した太安萬侶墓見学者用のトイレがある。
- 太安萬侶墓の情報発信は、地元の奈良市観光協会による史跡地への案内と、出土品を展示している橿原考古学研究所附属博物館による調査成果と墓誌をはじめとする重要文化財の紹介がインターネットなどで行われている。

(2) 課題

- 急勾配の園路の老朽化が進み、地元自治会の作業していただく方々が高齢化していくなかで、維持管理作業への負担が増大しており、園路整備の検討とともに担い手についても検討が必要である。
- 維持管理作業を円滑に継続してもらい、また、見学者に安心して来訪してもらうため、勾配の緩やかな園路へ転換する整備が急務となっている。そのためには、史跡地内の墓の南側に広がる民有地で栽培をやめた茶畑がその設置場所として最もふさわしい。また、民有地を含む史跡を整備するには、奈良県が管理団体となるのが望ましい。
- 史跡地の大半を占める民有地の茶畑が栽培をやめ、茶の木の管理が困難になる懸念が高まっている。所有者が望めば将来的にはこの範囲を公有化し、県で管理していくことも視野に入れる必要がある。その場合、土砂災害を防ぐために茶畑の状態での土地の形状の維持が可能かどうか、さらに現景観の維持の是非の検討が必要で、維持する場合はその管理体制についても検討が必要である。
- 史跡地見学の利便性の向上のため、史跡地へのアプローチをより安全かつ容易にすること、現地の便益施設などの充実が求められており、その推進のための体制を整える必要がある。
- 太安萬侶墓の整備の更新と連動して、その価値をより広く発信するため、ボランティア組織などの地元での体制の構築、県・市による情報発信・イベント企画のあり方などの検討を行う体制の構築が必要である。

第5章 目標・基本方針

第1節 保存活用目標

史跡太安萬侶墓は、奈良時代の上級官人の墳墓である。その本質的価値は、当該期の火葬墓が良好な状態で確認されたことに加え、発掘調査により墓の構造などの詳細な考古学的情報が得られただけでなく、出土した墓誌から墓の主が『古事記』の編纂者として著名な太安萬侶その人のものであることが明らかになった、という点にある。調査後は、昭和54年の発掘調査の翌年には国史跡に、さらにその翌年には墓誌が重要文化財に指定されるなど、速やかに公的な保護が図られてきた。また、地元此瀬町による史跡の維持・管理への協力を得て、現在に至るまで良好な状態で史跡が保存されている。

また、史跡指定地外を含めた自然豊かな田原地域の自然環境や景観も、重要な構成要素である。太安萬侶墓の眼下に広がる平坦地には田園風景が、丘陵斜面地には茶畑が展開する。他方、麓から指定地を見上げると、両側と背面を丘陵に囲まれた斜面に墓が立地するという、風水思想に基づいた墓の選地を体感することができる。

こうした歴史的価値と現状を踏まえ、史跡太安萬侶墓を豊かな自然に包まれた歴史文化遺産として位置づけ、史跡を取り巻く自然や周辺に分布する文化財等とともに保全と活用を図りつつ、その歴史的・文化的価値を確実に保護して未来に向けて継承する必要がある。

史跡太安萬侶墓の保存活用に当たっては、次のような目標を設定する。

目 標

1. 墳墓及び墓域の確実な保存を図る

2. 自然豊かな田原地域の自然環境に馴染んだ景観の保全を図る

3. 持続可能な史跡の価値の継承を実現するため、地域の人々による史跡の維持・管理の負担を軽減する整備を目指す

4. 地域の歴史や自然に親しむ場としての活用を図り、それらの活用を可能とする整備を目指す

第2節 基本方針

第1節に示した目標を踏まえ、基本方針を以下のとおり設定する。

（１）保存管理の基本方針

史跡太安萬侶墓の歴史的・学術的・文化的価値を保全する。史跡指定地については、墳墓の確実な保存を図るとともに、麓から眺めた墓域の景観を維持するために樹木と茶畑の適切な管理と環境維持を行う。また、墓域は指定地外にも展開すると想定されるため、この範囲も計画の対象とし、必要に応じて追加指定や公有化も視野に入れる。

（２）活用の基本方針

被葬者と墳墓構造が判明した奈良時代の墳墓という、希有な事例としての重要性を理解してもらうため、見学者の来訪と史跡に対する理解の促進を図る。また、歴史の教科書にも登場する人物の墓として、身近な存在として感じてもらい、歴史学習の入り口とすべく学校教育と生涯教育の両方向で活用できるような環境を整える。加えて、太安萬侶墓への理解を端緒として、田原地区の歴史文化や自然への理解を深めることができるよう環境整備を図る。

（３）整備の基本方針

史跡指定地は、此瀬町自治会による史跡の維持・管理への協力を得て、現在に至るまで良好な状態で史跡が保存されているが、地元自治会の高齢化に伴う負担を軽減できるような整備を目指す。また、見学者の利便性の向上と、史跡への理解を促進するための便益施設や看板を整備する。加えて、歴史的景観を維持するため修景を図る。

（４）運営・体制の基本方針

持続可能な史跡の管理を保持するために、地元と奈良県・奈良市の連携の基に事業推進のための体制構築を図る。

第6章 保存・管理

第1節 保存・管理の方向性

史跡太安萬侶墓は、墓を構成する墓壇、木炭槨、周溝等の発掘調査で確認された主要な構成要素だけではなく、地形から墓域と想定される範囲も含めて史跡指定している。墓壇周辺に関してはすでに整備済みであり、それ以外の墓域に関しては、修景用樹林と茶畑として利用されている。遺構の保存管理や整備のあり方、活用の方法などについては地区区分をおこない、地区毎に検討を進めるものとする。史跡指定地及び周辺の関連地の大部分は民有地であることから、計画の推進に当たっては地域住民の意向を十分に反映し、史跡太安萬侶墓の保存と、周辺関連地の景観保全と住民生活との調和を図ることを念頭に置くものとする。

なお、史跡指定地だけでなく、指定地外となる県道から小河川の範囲も墓域と想定されることから、この範囲も計画の対象として捉えることとする。歴史的景観を保存するという観点も踏まえ、必要な箇所については追加指定や公有化を視野に入れるものとする。

第2節 保存・管理の方法

(1) 地区区分の概要

太安萬侶墓のうち、墓壇、木炭槨といった主な構成要素のある部分はすでに整備済みで張芝になっているのに対し、その周辺の墓域の大部分は修景用樹林や茶畑である。両者の現状の違いにより、保存管理の方法も異なるため、本計画では、史跡指定地とその周辺について、以下のような地区区分を設定する(図6-1)。



図6-1 史跡太安萬侶墓保存・管理上の地区区分

(ベース図：基礎図)

(2) 史跡指定地内の地区区分と保存・管理の方法

史跡指定地内(A・B地区)では、史跡の本質的価値を顕在化するため、あるいはその理解を助けるためにおこなう保存整備、環境整備に伴う各種の工事等、修景用樹林の維持管理に伴う伐採等、史跡の本質的価値を明らかにするための発掘調査を除いては、現状の変更を許可しない。

指定地内	A地区	A地区は墓の主要な構成要素である墓墳、木炭塚、周溝などのある範囲で、すでに整備されている。 A地区は、墓の主要な構成要素のある部分を中心とした範囲であり、墳丘位置を石積みで示し、一帯に張芝して整備されている。関係機関との連携のもとに、維持管理をおこない、必要に応じて優先的に環境整備をおこなうべき地区である。また、太安萬侶墓からの眺望を維持するために、修景用樹林の適切な管理が必要である。
	B地区	B地区は、墓の中心部を取り囲む墓域である。現状は茶畑であり、県道から太安萬侶墓に至る園路が敷設されている。麓から眺める史跡地の景観を維持するため、茶畑の適切な管理と環境整備が必要である。また、園路は、史跡の活用上必要であるとともに、尾根の斜面に位置するA地区の維持管理と、B地区における茶畑の維持管理にも必要不可欠なものであり、維持管理と適切な整備が必要である。

(3) 史跡指定地外の地区区分と保存・管理の方法

史跡指定地に接し、墓域と想定される部分をC地区(史跡指定地周辺)として設定する。当該範囲は、地形から墓域と想定されていたものの、管理面を考慮して史跡指定の際に範囲から外されている。本来は指定地と一体的に保護すべきであり、必要な個所については追加指定を検討すべき地域である。また、その他の墓域隣接地は、墓域を示す関連遺構等が存在する可能性もあり、注意しておく必要がある。

指定地外	C地区	C地区は奈良県遺跡地図に登録されておらず、周知の埋蔵文化財包蔵地として扱うことを含めた保護の方策を検討する必要がある。
------	-----	--

第3節 現状変更等の取扱い

(1) 現状変更等に係る手続き

史跡指定地内において現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為(以下、「現状変更等」)をしようとする場合には、文化財保護法(以下、「法」)第125条第1項の規定に基づき、文化庁の許可を得る必要がある。現状変更等のうち、文化財保護法施行令(以下、「施行令」)第5条第4項第1号のイ～ヲに定めのある行為については、奈良市教育委員会がその事務処理をおこなう。

国の機関が現状変更等の行為をしようとする場合には、法第168条第2項の規定に基づき、あらかじめ文化庁長官の同意を得る必要があり、施行令に基づく市教委の事務手続きの対象とはならない。

なお、現状変更等の終了に際しては、文化長官宛に終了報告の提出が必要である。

(2) 現状変更等の内容

原則として、史跡指定地内で史跡の現状を変更する行為全てが許可申請の対象となる。史跡太安萬侶墓において想定される現状変更等の行為には以下に掲げるものがある。

- ①建築物の新築、増築、改築、改修、除却
- ②工作物の設置、改修、除却
- ③電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置、改修
- ④植樹、植栽、木竹の伐採
- ⑤発掘調査等の各種調査
- ⑥史跡の保存管理・整備等に係る行為
- ⑦上記以外の、土地の掘削、切り土、盛土等の土地の形状の変更を伴う行為

(3) 現状変更等の取り扱い基準

①現状変更等の取り扱いの基本方針

史跡地内の現状変更は原則として認めない。ただし、太安萬侶墓に関連する調査研究及びその他の文化財に関する調査研究、太安萬侶墓の保存整備、その他史跡の管理上必要と考えられるものについて現状変更等を認める。また、修景用樹木及び茶畑の管理上、立木の伐採、択伐に係る現状変更についても、史跡の価値に影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。

許可にあたっては、史跡指定地内でおこなう必然性があることを前提に、史跡の価値に影響を及ぼさないものであること、土地の形状の変更や掘削の規模が必要最小限であることなどの諸条件を踏まえ、申請者と奈良県文化財部局及び奈良市教育委員会との間での十分な協議の上でおこなう。なお、地下遺構の存在が予想される箇所については、事前に発掘調査をおこなうか、行為実施にあたって文化財専門職員の立ち会いをおこない、その結果によっては設計変更等により遺構の保護を図るものとする。

②現状変更等の許可申請の範囲

史跡地内での現状変更等の許可申請の対象となる行為には下記のようなものがある。

◆A. 発掘調査等の各種調査

整備のための発掘調査や、学術目的の発掘調査が該当する。これらの調査をおこなう場合には、遺構の保存を前提として必要最小限に留めるものとする。なお、発掘調査以外の各種調査については、その内容に応じて許可申請の要否を判断するものとする。

◆B. 史跡の保存管理・整備等に係る行為

史跡の保存管理・整備等に係る行為に該当するものには、史跡の本質的価値を構成する要素の保存・復旧のためにおこなう行為と、史跡の保存管理等のための施設の設置、整備が該当する。

ア. 史跡の本質的価値を構成する要素の保存・復旧のためにおこなう行為

- ・墓を構成する墓壇、木炭櫓、周溝、及びそれらの遺構となる土地のき損箇所の復旧。
- ・墓域に含まれる土地のき損箇所の復旧。
- ・地下遺構保護のための盛土など、最小限の土地の形状の変更。

イ. 史跡の保存管理等のための施設の設置・整備

- ・安全柵や手すり、史跡標柱、史跡境界標柱、史跡説明板などの工作物の設置、改修、除却。
- ・史跡の保存管理・活用に必要な建築物及び工作物の設置、増築、改築、改修、除却。
- ・史跡の環境整備のための植樹・植栽、伐採、移植など。
- ・以上の行為に伴う最小限の土地の形状の変更(地下埋設物の設置を含む)。

◆C. 修景用樹林等の管理に必要な行為

史跡指定地の大半を占める修景用樹林及び茶畑における立木の伐採、択伐が現状変更にあたる。

(4) 奈良市教育委員会が許可する現状変更等の行為

法125条に規定する現状変更等の許可申請が必要な行為のうち、施行令第5条第4項第1号のイ～フに定めのある行為については、都道府県文化財保護部局が許可事務をおこなうこととされている。ただし、第1号イ～リまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合にあっては、当該市の教育委員会が行うこととされており、史跡太安萬侶墓については奈良市教育委員会がその事務処理をおこなう。該当するのは以下の行為である。

①小規模建築物の新築、増築または改築

- ・階数が二以下で、かつ地階を有しないもの、建築面積が120 m²以下のもので、2年以内の期限を限って設置されるもの。増築または改築の場合には、増築または改築後の建築面積が120m²以下のもの。

②工作物の設置または改修または除却

- ・改修又は除却の場合は、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。
- ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。

③道路の舗装もしくは修繕

- ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。

④史跡の管理に必要な施設の設置又は改修

- ・法第115条第1項に規定する、標識、説明板、境界標、囲いその他の施設の設置、改修。

⑤電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物

⑥建築物等の除却

- ・建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。

⑦史跡の保存のため必要な試験材料の採取

⑧木竹の伐採

(5) 現状変更等の許可を要しない場合

①維持の措置

法125条のただし書には「現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合」には許可を要しないとされている。「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」第4条には、維持の措置の範囲として次の各号が掲げられている。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

これら各号に該当する場合には、法第百十八条(管理団体がおこなう場合)及び第百二十条(所有者がおこなう場合)で準用する法33条の規定に基づき、管理団体もしくは所有者がき損の届け出をおこない、き損箇所の復旧をおこなうことができる。これら維持の措置の例としては次のようなものが考えられる。

- ・ 石垣上部や石段の石材が不安定化し、転落、移動している箇所を一時的に復旧、補強する場合。
- ・ 降雨などにとまなう土砂の流出により生じた地表面の陥没箇所等を、埋め戻しにより原状復旧する場合。また、き損箇所の拡大防止のための土留め等をおこなう場合。
- ・ 指定地内の樹木等が病虫害に罹患した場合に、被害拡大防止のために伐採及び除去する場合。

②史跡の維持管理行為

史跡の管理団体、土地所有者、ならびに高取町及びその関係団体が、土地等を一定の状態に維持するためにおこなう日常的な管理行為は、必要不可欠な維持管理行為として許可を要しない。該当する例として次のようなものが考えられる。

- ・ 定期的な見回りや点検。日常的な草刈り。
- ・ 立木の剪定、枝払いその他、森林管理のために必要不可欠な行為。
- ・ 枯れ枝、あるいは枯死して倒壊した樹木の撤去。
- ・ 既存の建築物あるいは工作物の補修、修繕(ただし土地の掘削を伴わないこと)。

第4節 指定地の公有化の考え方

指定地内には、県有地と民有地が混在しており、県有地は既に整備されているA地区に該当する。民有地はB地区に該当する。当面は公有化をおこなわないが、所有者等から要望があれば検討するとともに、史跡整備のために必要が生じた場合には積極的に公有化を検討する。

第7章 活用

第1節 活用の方向性

活用とは、人々が史跡太安萬侶墓の本質的価値を理解し、享受することにより、自ずと文化財に対する理解・愛着につなげていくものである。そして、そのような社会的素地を基盤することにより、ひいては文化財全般の保護につながることを期待される。そのためには、史跡太安萬侶墓の本質的価値を正しく理解してもらい、史跡の現状を維持しつつ、適切な活用を実現するためのバランスのとれた手法を検討することが重要である。

以上の点を踏まえ、史跡太安萬侶墓では、県・市・地元の3者連携のもとでの活用を進めることを前提とし、その活用の方向性として以下のように示す。



第2節 活用方法

(1) 見学者の利便性向上

史跡太安萬侶墓の本質的価値に対する理解を促進するためには、遺構である墓の復元はもちろん、説明看板や標柱の設置、安全な園路、清潔感のあるトイレといった便益施設などを一体的に整備することにより、再びここを訪れたいという想いが自ずと浮かんでくることが望ましい。

墓本体の復元に関しては、本来の墳丘盛土が失われているため、現状を一新するような復元を目指すのではなく、現状をいかに損なうことなく維持するのか、という観点での管理が重要となる。一方、看板・園路に関しては、改善の余地が大きい。まず、看板について言えば、老朽化した看板そのものの交換、近年の調査成果を踏まえた情報の更新、QRコードを用いた多言語化や各種サイトへのリンクなどが挙げられる。将来的にはVR・ARの活用といった新たな見せ方への取り組みも必要となる。次に、園路について言えば、現在の直線的で急勾配の園路をできる限り緩傾斜になるように整備することが求められる。特に雨や雪の日には、健常者であっても滑落の危険性を感じる現状をいち早く改善することは急務といえる。また、従来は茶畑での農作業のついでに草刈り等の維持管理を行うことができていた。しかし近年、茶畑の廃業が進み、2022年度を最後に史跡周辺での茶栽培は全て廃業となり、維持管理を担ってきた地元の負担が大きくなることが想定される。このため地元の負担軽減という観点からも、草刈り等の維持管理作業の利便性を向上させることが肝要であり、管理用道路としての役割を兼ねた園路とする必要がある。

(2) 学習施設としての活用

学習の場としては、学校教育と生涯教育の二つの方向性に分けられる。学校教育においては、地元の小・中学校の歴史教育の場として活用するため、史跡の本質的価値を紹介するようなパンフレットを作成・配布する。また、整備が始まった際には、校外学習の一環としての現地見学などのイベントを企画し、史跡太安萬侶墓を身近な存在として感じてもらえるような環境を整える。

生涯学習においては、地元自治会と連携し、地元のイベントとタイアップする、あるいは周年事業に伴う清掃イベントや公民館を利用した講演会を企画することで、地元における史跡への愛着を深めてもらえるような環境作りを推進する。特に生涯学習は、持続的な史跡の維持管理の担い手を育成するという観点においても重要な活動であり、積極的な地元との交流のあり方を模索する。

(3) 周辺施設との連携拠点

史跡太安萬侶墓の周囲には、田原東陵(光仁天皇陵)や田原西陵(春日宮天皇陵)などの古墳をはじめ、茗荷遺跡・矢田原遺跡・横田アンバ遺跡など古墳時代を中心とする時期の遺跡が点在する。これらの遺跡は、発掘調査を通じて縄文時代から中世までの遺構・遺物が明らかとなっており、地域の通史的な理解を深める上で重要な情報源となっている。このような遺跡のみならず、奈良市指定天然記念物の中之庄天神社社叢、同指定建造物松本家住宅など多様な文化資産のほか、河瀬直美監督の映画「殯の森」ロケ地、田原やま里博物館と銘打った農園や工房などの公開施設が点在する。ただし、無料で利用できる公衆トイレが整備された施設は、史跡太安萬侶墓のほかは「田原やま里市場」しかないこと、また史跡太安萬侶墓は、上記の観光施設の扇の要のような場所に立地することから、周辺散策の拠点として重要な役割を果たすことが期待される。また、単に見学者が来て、見て、帰る、という受け身型ではなく、博物館のウォーキングイベントとの連携など、解説付きの能動型イベントとすることで、より深く史跡ないしは地域の歴史に興味を持ってもらえるような仕組み作りを検討する。

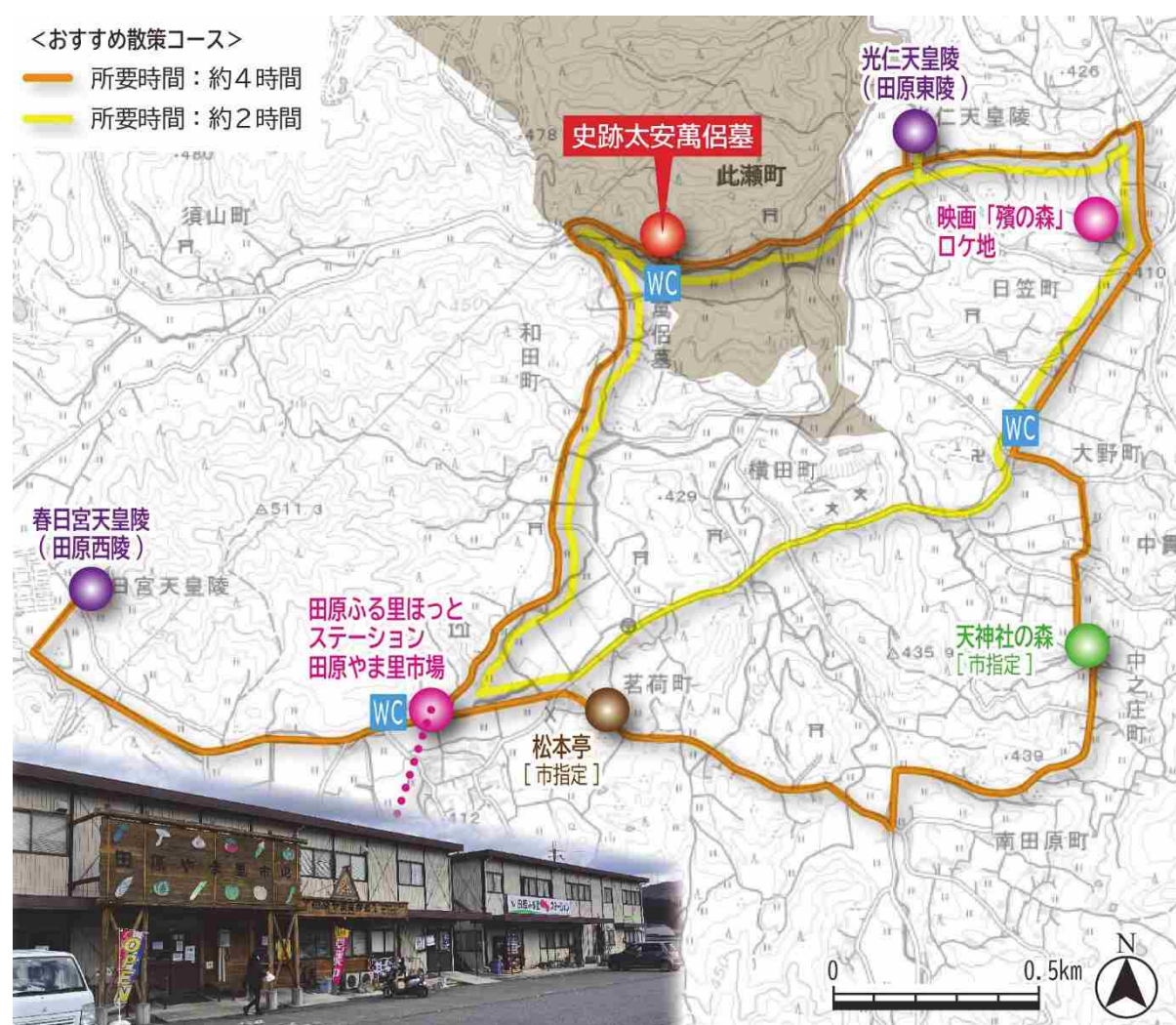


図 7-1 散策コース [S=1/18,000]

(ベース図：国土地理院ウェブサイト)

第8章 整備

第1節 整備の方向性

(1) 整備の方針

史跡の現状と課題を踏まえ、次のように整備の方針を示す。

- ◆地域のシンボルとして親しまれる史跡に、見学者が安全かつ快適に利用できるような環境作りをはかる。
- ◆地元にとって、維持管理しやすい史跡の環境を整える。
- ◆史跡の本質的価値の保護を優先し、既整備地においては、修復の必要のない部分はそのまま存置し、地下遺構の保護をはかり、経年劣化や樹木生長が著しい部分は、遺構保護を図りながらより遺構が顕在化する現代的な整備を実施する。

なお、本計画の計画期間内で実施すべき整備内容を「短期的整備」と位置づけ、整備の進捗に応じて計画期間の後期で実施する。また次期計画に向けて検討すべき内容を「長期的計画」として位置づけることにする。

(2) 地区ごとの整備

第6章および第7章で示した保存・管理と活用の方針に基づいて、第6章で設定した地区ごとに整備の基本的な考え方を以下のように示す。

A地区(主な構成要素のある範囲：墓及び周辺の整備地(県有地))

この保存活用計画に示す整備は、次に述べるB地区の園路の再設置が主体となる。既整備地については、墓を中心に史跡の本質的価値の保存・活用のための枢要な部分であるが、平成23年(2011)のイノシシによる墓及び周辺の地面掘り返しのき損に対する修繕以降、墳丘復元部分と周辺の緑地は良好に保たれている。当面はこのまま維持管理するのが望ましい。一方で、修景用の周辺樹木の生長は著しく、根による地下に保存されている火葬墓及び地上の復元墳丘への影響、墓へまたは墓からの眺望への支障が出始めており、伐採・伐根・剪定などの環境改善を検討する。

墓周辺に設置されている史跡説明板やベンチ、柵、見学路・階段など今日的な史跡整備の観点から更新・改修の必要な要素について検討し、必要なものは修繕する。

B地区(A地区を取り囲む墓域で、茶畑(民有地)からなる範囲：指定地の大半)

現在の急傾斜な園路に替えて、墓の南側斜面の茶畑部分に緩い勾配の園路を設置し、史跡地の南側に隣接する県道に接道する。新設園路部分については、発掘調査及び地質調査を行い、その内容を設計に反映させる。新設園路は管理用道路も兼ね、軽トラックが走行可能な幅員の確保と車を転回できる平場も併設する。新設園路工事にあたっては、大幅な現状変更を伴うことが予想され、史跡の本質的価値を損なわないよう、遺構保護、景観への調和が可能な設計を検討する。

既存園路については、維持管理上使用せざるを得ない場合もあり、存置する。ただし、安全面から見学者は、立ち入れないように通行止めにする。老朽化した手すりなどは、撤去を検討する。

新設園路計画地以外の史跡地内の栽培をやめた茶畑は、現状の土地の形状、景観を大幅に改変しない形でその整備方法を検討する。

C地区(史跡指定地外であるが、墓域と想定される県道から小河川までの範囲とその隣接地)

新設園路は、現計画では、設置場所が隣接するC地区に一部及ぶ。C地区についても発掘調査や地盤調査の成果を園路新設に活かし、遺構保護と活用の両立を整備方針とする。

史跡地における「短期的整備」後は、見学者の増加が見込まれるため、史跡地へのアプローチの検討が必要である。また、連動して史跡地に至る案内サインの増設も検討する。

便益施設としては、奈良市が設置したトイレが史跡地前の県道の傍にあるのみである。史跡を訪れる見学者の多くは、車で来訪することになるが、見学者が利用できる駐車場が史跡周辺にはないため、その設置が望まれる。

第2節 整備の方法

(1) 保存のための整備

史跡の構成要素である火葬墓の遺構及び周辺地形・景観を保護するための整備

①短期的整備

復元整備された墳丘下に保存されている火葬墓については、引き続き現状のまま保護していく。復元整備された墳丘及び周辺の芝地の現況に大きな問題はなく、当面現状のまま存置するのが望ましい。ただし、周囲の修景用の樹木の生長が著しい部分があり、根などが地下の火葬墓に影響を与える可能性が認められれば、樹木の伐採・伐根・剪定を実施する。

地元に作業を委託している維持管理のためには後述する緩やかな勾配の新設園路を管理用道路としても使用する。

史跡地内の整備地以外の茶畑の民有地については、現状の急傾斜の地形を改変せず、土砂災害などを防止するためには、現在の茶畑を維持するのが望ましい。ただし、所有者の全ては栽培をやめており、茶の木が繁茂しつつある。当面茶の木が維持できる程度の管理を行い、土砂の流出を防ぎ、景観を維持する。

②長期的整備

短期的整備後に茶畑の各所有者による維持管理が困難になった場合、管理団体として公有化しての史跡の環境整備方針も検討する。その場合、茶畑として維持するか、別な景観へと転換する整備を行うかについて、地盤調査の結果などとともに専門家による検討を経て、恒久的な整備方針を検討する必要がある。

(2) 活用のための整備

見学者が安全かつ快適に利用できるような環境作りのために整備

①短期的整備

遺構の保存を図り、見学者の安全を確保できるような緩い傾斜の園路を墓の南側斜面に新設する。できるだけ緩やかな園路とするため、県道から墓の整備地へ向けての急斜面に緩やかなつづら折りの園路を設置する。園路設置には擁壁工などがともなうため、発掘調査や地盤調査の成果を踏まえながら、地下遺構の保全をはかることを前提とした施工法を検討する。また、この部分の茶の木の伐採により、土砂流出などの地形の改変を未然に防げるような排水施設や土留めなどの検討を行い、設計・

施工に反映させる。

史跡整備地に設置されている説明板などの工作物や史跡地範囲の明示なども、今日的な基準に則って内容を更新する。合わせてバリアフリー、インバウンド対応についても検討し、実現可能な内容は整備に反映させる。

②長期的整備

園路の新設によって、見学者の増加が見込まれるため、前述のように来訪者のための駐車場の設置が望まれ、あわせて大型バスの対応、簡易な史跡ガイダンス施設の設置、トイレの増設等、見学者受け入れ環境の充実の検討が必要である。またそれに伴って、史跡への案内サインの増設など来訪者の導線整備も必要となり、快適に史跡見学できる環境整備を総合的に検討する必要がある。

(3) 史跡太安萬侶墓の歴史的・学術的・文化的価値を保全・発信するための整備

①長期的整備

現在整備された復元墳丘の下に保存されている火葬墓を、見学者にわかりやすく顕在化するために、VR(仮想現実)やAR(拡張現実)などの技術を活用し、墓誌の出土状況などの調査時の様子や、重要文化財である墓誌などの出土品の姿、奈良時代の埋葬時の火葬墓の様子が現地で体感できる仕掛けを検討する。また、それと連動して、出土品が展示されている奈良県立橿原考古学研究所附属博物館への誘導し、逆に博物館においても現地への誘導をそれぞれ図る。



図 8-1 史跡太安萬侶墓新設園路イメージ図 [S=1/1,000]

(ベース図：基礎図)

第9章 運営・体制の整備

第1節 運営・体制整備の方向性

史跡太安萬侶墓の運営・体制整備及び前章までに検討した史跡の現状と課題、また本計画の方向性を踏まえ、保存・活用を進めるための体制整備について、次のように方向性を示す。

- ◆奈良県の管理団体の認定と関係諸機関による体制整備
- ◆専門委員会の運営と史跡の保存・活用・維持管理の体制整備

第2節 運営・体制整備の方法

(1) 奈良県の管理団体の認定と関係諸機関による体制整備

史跡太安萬侶墓を、今後も適切に保存・活用・維持管理していくためには、現在、未認定となっている管理団体を早急に認定することが求められる。管理団体としては、墓の発見から、発掘調査、史跡指定及び公有化、そして史跡整備に至るまで、実質的にその責任を負ってきた奈良県を認定することが最善と考えられる。奈良県が正式に管理団体として認定されるには、史跡地内の民有地の地権者同意が必要となるため、まずは地元自治会及び地権者に対して丁寧な説明を行う。

奈良県が管理団体として認定されたのち、『史跡太安萬侶墓保存活用計画』の認定に向けた進達を行うとともに、「史跡太安萬侶墓整備検討委員会」の事務局として委員会運営を推進する。委員会の適切かつ円滑な運営には、基礎自治体である奈良市との連携が不可欠となる。また、維持管理においては、地元の協力が不可欠であり、此瀬町自治会との協同を推進するとともに、ボランティア団体の立ち上げなど、持続可能な体制を模索する。

奈良県は、史跡の管理団体として、保存・活用・整備の推進を統括し、史跡の環境整備事業を執行する。日常管理については、此瀬町自治会に依頼しつつ、可能な範囲においては、参加・協力する。また、条件が整った際には、史跡の追加指定及び公有化に伴う手続きを進めるとともに、奈良市と協同しながら、調査・研究を進める。

奈良市は、県と協同しながら、調査・研究を進めるとともに、可能な範囲において、史跡周辺の環境整備を進める。

此瀬町自治会は、県から委託された日常的な維持管理にあたりるとともに、史跡の追加指定及び公有化に際しては、県と地権者の橋渡しなど機運の醸成を支援する。

表 9-1 関係機関の役割分担

	奈良県	奈良市	此瀬町自治会
保存・活用・整備の総括	◎		
日常管理	○		◎
追加指定・公有化	◎		○
調査・研究	◎	○	
史跡及び周辺整備事業	◎	○	

◎：主体

○：参加・協力

(2) 専門委員会の運営と史跡の保存・活用・維持管理の体制整備

史跡の保存・活用・整備に向けた計画の策定と推進にあたっては、国(文化庁)の指導・助言のもと、引き続き有識者及び地元代表で構成される「史跡太安萬侶墓整備検討委員会」を設置し、方向性や手法について検討しながら進めていく。また、史跡太安萬侶墓の調査・研究については、奈良県立橿原考古学研究所をはじめとする調査研究機関と連携しながら、その成果を保存・活用・整備に活かしていく。

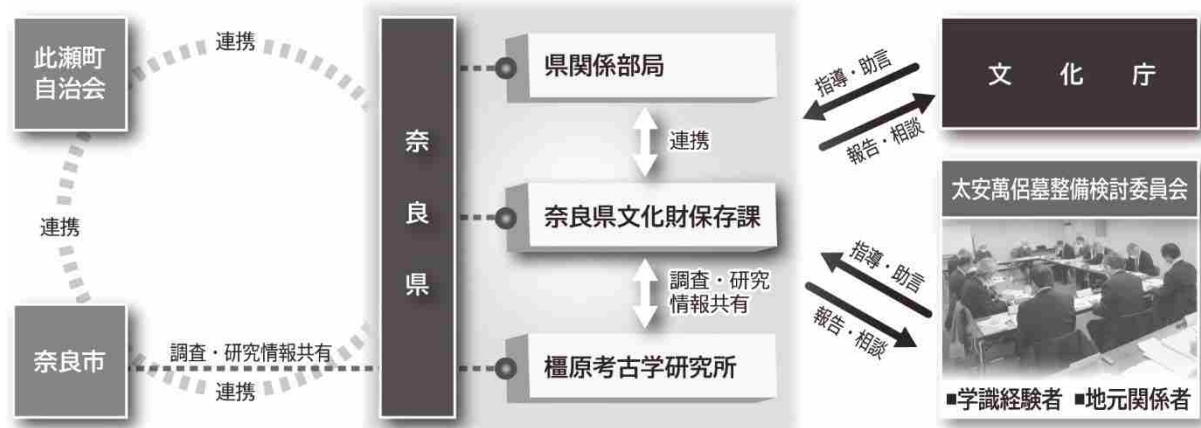


図 9-1 運営体制

第 10 章 計画の策定と実施

保存活用計画の計画期間は、計画認定の日から令和15年度(2033)末までの10年間とする。計画期間内で、下記の項目に取り組む。なお、令和5年度から8年度の4年間を第1期、令和9年度から13年度までを第2期、令和14・15年度を第3期として設定する。第1期は園路を中心とした整備期間とし、第2期は園路整備完了の状況を踏まえた事業の設計・施工や、保存管理の検討期間とし、第3期は整備事業とともに次期計画に向けての検討をおこなう期間とする。

ただし、緊急性があって小規模な課題については、整備検討委員会の意見を求めながら適切に対応するものとする。

表 10-1 計画実施のスケジュール

	項 目	令和5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
保存 管理	指定地追加指定・公有地化	検討										
	修景用樹林・茶畑管理	検討										
	史跡の保存管理	日常的維持管理、保存管理指針の適切な運用										
活用	利便性向上	アプローチの確保										
	学校教育・生涯学習	イベントの企画、パンフレット作成・配布										
	調査研究											
整備	園路の整備	基本計画 基本設計	発掘調査	実施設計・実施								
	説明板等の整備	内容検討		実施設計・実施								
	き損箇所等の対応	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	➡
計画	次期認定計画										検討	

※ ■ 基本計画・基本設計で扱う項目

第11章 経過観察

第1節 経過観察の方向性

本計画の第6～9章の内容に基づき、保存・管理、活用、整備、運営体制のそれぞれについて経過観察をおこなう。第10章で示した計画実施のスケジュール(表10-1)に沿って、年度単位での実施とともに、第1期、第2期、第3期の終期を総括的な観察時期に設定する。

第2節 経過観察の方法

本計画期間における保存、活用等にあたっては、史跡太安萬侶墓の整備地の所有者である奈良県(令和5年度に奈良県が管理団体申請の予定)が主体となり、次のような項目について経過観察を行う。その結果を整備検討委員会等において報告するとともに、各種媒体による広報を行うことによって広く周知し、その後の保存、活用等に活かすものとする。

表 11-1 経過観察シート

区 分	項 目	取組状況			主 な 観察時期
		未取組	計画中	取組済	
保存・ 管理	史跡の価値等の再確認はできているか	1	2	3	第1～3期
	史跡の追加指定・公有化は進んだか	1	2	3	第1～3期
	修景用樹木、茶畑管理は適切に行われたか	1	2	3	第1～3期
	日常的な維持管理は適切に行われたか	1	2	3	第1～3期
	現状変更等にかかる方針に基づいて適切に運用されたか	1	2	3	第1～3期
	保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	第1～3期
活 用	見学者の利便性は向上したか	1	2	3	第1～3期
	史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	第1～3期
	学校教育・生涯学習において活用されたか	1	2	3	第1～3期
	周辺施設との連携拠点としての活用は進んだか	1	2	3	第1～3期
	調査・研究は進められたか	1	2	3	第1～3期
	事業の進捗に伴う情報発信はなされたか	1	2	3	第1～3期
整 備	園路の整備は適切に行われたか	1	2	3	第1期
	説明板等の工作物の更新は適切に行われたか	1	2	3	第1期
	修景等の環境整備は適切に行われているか	1	2	3	第1～3期
	遺構に影響がないように整備されているか	1	2	3	第1～3期
	活用のための長期的整備の検討が行われたか	1	2	3	第2～3期
運営体制	県の管理団体認定はなされたか	1	2	3	第1期
	運営については適切に行われているか	1	2	3	第1～3期
	体制については十分であるか	1	2	3	第1～3期
	関係機関間の連携は十分であるか	1	2	3	第1～3期
	地域との連携については十分であるか	1	2	3	第1～3期
	整備検討委員会が開催されて検討が進められたか	1	2	3	第1～3期

参 考 資 料

◇文化財保護法（抜粋）

（昭和二十五年法律第二百十四号）

第七章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

（管理団体による管理及び復旧）

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

(所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

第十二章 補則

第百六十八条

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

◇文化財保護法施行令（抜粋）

（昭和五十年政令第二百六十七号）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

- 一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第百二十一条第二項（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督
- 二 法第四十三条第四項（法第百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）
- 三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令
- 四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）
- 五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

- 3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。））が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等
- ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
- 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）
- 三 法第五十四条（法第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びビルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十一条に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。））が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

- ニ 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
- 二 法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

史跡太安萬侶墓保存活用計画

編集・発行	奈良県文化・教育・くらし創造部 文化財保存課 記念物・埋蔵文化財係 〒630-8501 奈良県奈良市登大路 30 番地
刊 行 日	令和 5 年 3 月 20 日
印 刷	株式会社 空間文化開発機構 〒540-0008 大阪市中央区大手前 1 丁目 4-12 大阪天満橋ビル 7 階
